

たちかわし
立川市

だい き しょうがいふく しけいかく
第7期障害福祉計画・

だい き しょうがいじふく しけいかく
第3期障害児福祉計画



れいわ
令和6（2024）年

たちかわし
立川市

目次

第1章 計画の概要

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画期間	4

第2章 計画を取り巻く状況

第1節	人口の推移	5
第2節	障害者（児）数の推移	6
第3節	就学等の状況	11

第3章 障害者施策の方針及び取組

第1節	国の基本的な指針	14
第2節	第6次障害者計画における施策体系	17

第4章 成果目標

1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	20
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	22
3	地域生活支援の充実	23
4	福祉施設から一般就労への移行等	25
5	障害児支援の提供体制の整備等	28
6	相談支援体制の充実・強化等	31
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る 体制の構築	33

第5章 障害福祉サービス等の見込量

第1節	訪問系サービス	35
第2節	日中活動系サービス	40

だい せつ	きょじゅうけい		
第3節	居 住系サービス	・ ・ ・ ・ ・	51
だい せつ	そうだんしえん		
第4節	相談支援	・ ・ ・ ・ ・	54
だい せつ	ちいきせいかつしえんじぎょう		
第5節	地域生活支援事業	・ ・ ・ ・ ・	57
だい しょう	しょうがいじつうしょうしえんとう	みこみりょう	
第6章	障害児通所支援等の見込量		
だい せつ	しょうがいじつうしょうしえん		
第1節	障害児通所支援	・ ・ ・ ・ ・	70
だい せつ	しょうがいじそうだんしえんとう		
第2節	障害児相談支援等	・ ・ ・ ・ ・	74
だい せつ	しょうがいじ	こ	こそだ
第3節	障害児の子ども	子育て支援等の利用ニーズの把握及び	
	ていきょうたいせい	せいび	
	その提供体制の整備	・ ・ ・ ・ ・	78
だい しょう	けいかく	しんちよくかんり	
第7章	計画の進捗管理		
だい せつ	P D C A	サイクルによる成果目標の評価と見直し	・ ・ ・ ・ ・ 82
だい せつ	かく	とう	みこみりょう
第2節	各サービス等の見込量	に対する実績の報告	・ ・ ・ ・ ・ 84
しりょうへん	資料編	・ ・ ・ ・ ・	85

だい しょう けいかく がいよう 第1章 計画の概要

だい せつ けいかくさくてい しゅし 第1節 計画策定の趣旨

平成18(2006)年に障害者自立支援法が施行され、サービス体系の再編や一元化が進み、利用者負担や障害者の範囲等の見直しによる改正を経て、平成25(2013)年4月より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)が施行されました。

障害者総合支援法の目的は、「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的にを行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」とされています。

また、市町村等の責務として、「障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に努めなければならない。」と掲げられており、主務大臣の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「国の基本的な指針」という。)に即して、市町村障害福祉計画を定めるものとしています。

なお、同様に児童福祉法においても、国の基本的な指針に即して障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画である、市町村障害児福祉計画を定めるものとしています。

本市においては、令和3(2021)年に策定した「立川市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」が令和5(2023)年度で計画期間の終了を迎えるため、令和6(2024)年度を始期とする「立川市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定しました。

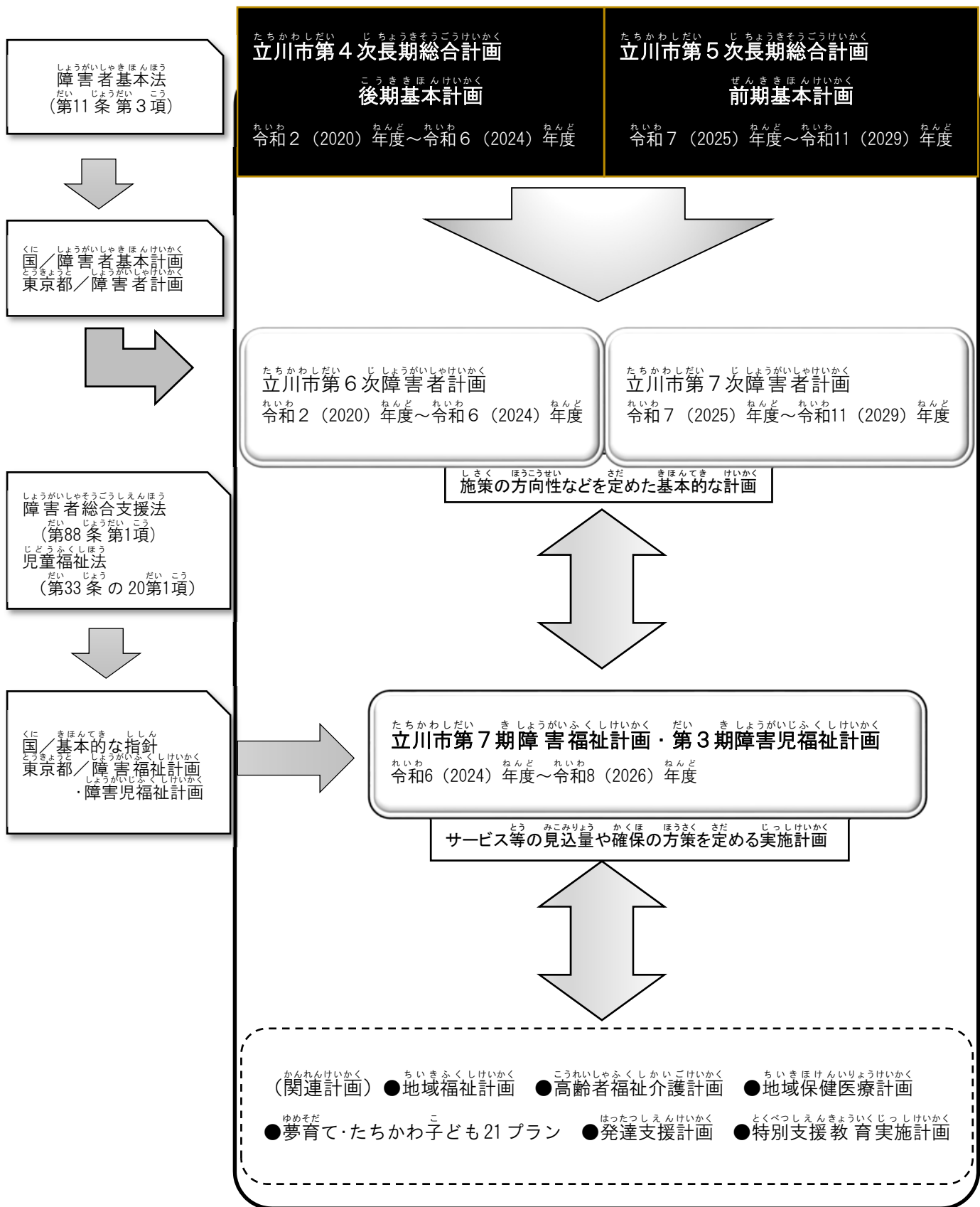
だい せつ けいかく い ち 第2節 計画の位置づけ

ほんけいかく しょうがいしゃそうごうしえんほうだい じょうだい こう きてい しちょうそんしょうがいふくしけいかく
本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」で
あり、児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」と一体の
ものとして策定しています。

さくてい くに きほんてき ししん そく しょうがいふくし そうだんしえんおよ
策定にあたっては、国の基本的な指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び
ち いきせいかつしえんじぎょうなら しょうがいじつうしよしえんおよ しょうがいじそうだんしえん ていきょうたいせい かくほ かか
地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係
る目標に関する事項をはじめ、サービス等の種類ごとの必要な見込量や、その確保の
ための方策等を定めています。また、「東京都障害福祉計画・障害児福祉計画」にお
ける東京都の考え方も踏まえて策定しました。

ほんし しせいうんえい きほんほうしん だい じちょうきそうごうけいかくこうききほんけいかく
本市においては、市政運営の基本方針となる「第4次長期総合計画後期基本計画」
を最上位計画とした、「福祉・保健」分野の個別計画として位置づけられ、障害者の
ための施策に関する基本的な個別計画である「第6次障害者計画」との整合を図っ
ております。これらの計画が令和6（2024）年度に最終年度を迎えることから、令和
7（2025）年度からの次期計画（「第5次長期総合計画前期基本計画」及び「第7次
しょうがいしゃけいかく みす けいかく
障害者計画」）を見据えた計画としました。

◆ けいかく かんけいず
◆ 計画の関係図 ◆



だい せつ けいかく かん
第3節 計画期間

ほんけいかく れいわ ねんど れいわ ねんど ねんかん けいかく かん
本計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間で計画期間と
しています。

れいわ 令和2 (2020) ねんど 年度	れいわ 令和3 (2021) ねんど 年度	れいわ 令和4 (2022) ねんど 年度	れいわ 令和5 (2023) ねんど 年度	れいわ 令和6 (2024) ねんど 年度	れいわ 令和7 (2025) ねんど 年度	れいわ 令和8 (2026) ねんど 年度	れいわ 令和9 (2027) ねんど 年度	れいわ 令和10 (2028) ねんど 年度	れいわ 令和11 (2029) ねんど 年度
だい じちようきそうごうけいかく 第4次長期総合計画 こうききほんけいかく 後期基本計画					だい じちようきそうごうけいかく 第5次長期総合計画 ぜんききほんけいかく 前期基本計画				
だい じしやうがいしやけいかく 第6次障害者計画					だい じしやうがいしやけいかく 第7次障害者計画				
だい きしやうがいふくしけいかく 第6期障害福祉計画 だい きしやうがいふくしけいかく 第2期障害児福祉計画		だい きしやうがいふくしけいかく 第7期障害福祉計画 だい きしやうがいふくしけいかく 第3期障害児福祉計画							

第2章 計画を取り巻く状況

第1節 人口の推移

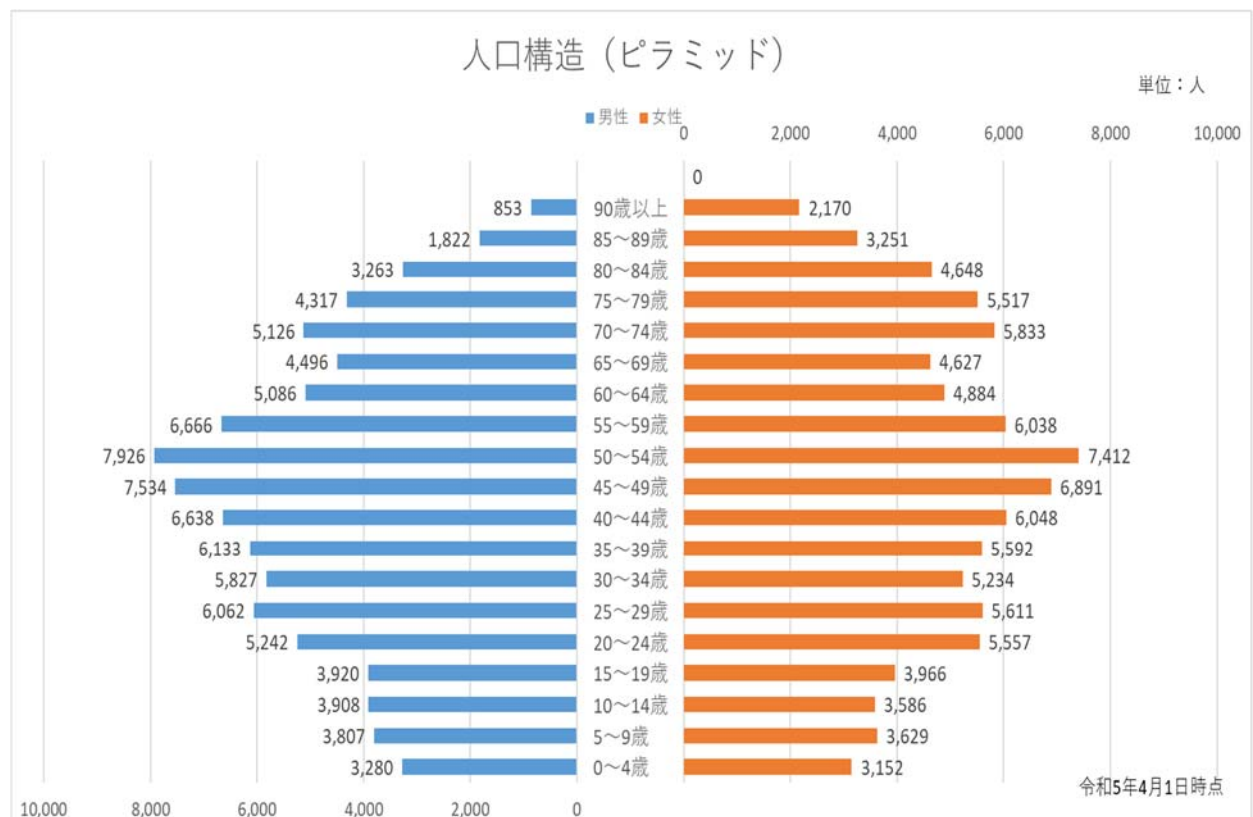
本市の住民基本台帳による年齢4区分別人口の推移は、下記の通りです。

5年間の総人口は、ほぼ横ばいとなっています。年齢区分別にみると、75歳以上の伸び率が約12.5%と大きくなっています。

年齢区分別人口推移

各年4月1日時点（単位：人）

年齢区分	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
0～14歳	22,293	22,111	21,999	21,695	21,362
15～64歳	116,918	116,830	117,126	117,758	118,267
65～74歳	21,746	21,645	21,645	21,081	20,082
75歳以上	22,966	23,609	23,891	24,667	25,841
計	183,923	184,195	184,661	185,201	185,552



（出典）ともに、年齢別住基人口（立川市市民課）より作成

第2節 障害者（児）数の推移

1 身体障害者

立川市の身体障害者数は、平成30（2018）年度から令和4（2022）年度の間に、人数・構成比ともに概ね横ばいの傾向にあります。等級別にみると、1級及び2級の割合が全体の約50%となっています。

身体障害者手帳所持者の障害等級別推移 各年度末（3月31日）時点（単位：人、%）

		平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
1級	人数	1,935	1,886	1,866	1,821	1,790
	構成比	36.3	36.0	35.8	35.3	35.1
2級	人数	811	794	784	775	770
	構成比	15.2	15.2	15.0	15.0	15.1
3級	人数	819	819	811	798	780
	構成比	15.4	15.7	15.6	15.5	15.3
4級	人数	1,221	1,195	1,198	1,218	1,213
	構成比	22.9	22.8	23.0	23.6	23.8
5級	人数	227	219	224	218	221
	構成比	4.3	4.2	4.3	4.2	4.3
6級	人数	319	320	328	334	329
	構成比	6.0	6.1	6.3	6.5	6.4
計	人数	5,332	5,233	5,211	5,164	5,103

（出典）身体障害者手帳交付台帳（立川市障害福祉課）

障害別にみると、肢体不自由が50%弱、次いで内部障害が30%強、両者で約80%となっています。過去5年間の推移をみると、肢体不自由の総数は減少していますが、その他は概ね横ばいです。

身体障害者手帳所持者の障害別推移
各年度末（3月31日）時点（単位：人、%）

		平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
視覚障害	18歳未満	5	5	5	5	5
	18歳以上	313	313	317	315	324
	計	318	318	322	320	329
	構成比	6.0	6.1	6.2	6.2	6.4
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	31	31	31	30	33
	18歳以上	521	524	545	544	543
	計	552	555	576	574	576
	構成比	10.4	10.6	11.1	11.1	11.3
音声・言語機能障害	18歳未満	0	0	0	0	1
	18歳以上	60	72	67	68	66
	計	60	72	67	68	67
	構成比	1.1	1.4	1.3	1.3	1.3
肢体不自由	18歳未満	78	76	75	77	83
	18歳以上	2,509	2,416	2,369	2,306	2,255
	計	2,587	2,492	2,444	2,383	2,338
	構成比	48.5	47.6	46.9	46.1	45.8
内部障害	18歳未満	21	24	24	23	22
	18歳以上	1,794	1,772	1,778	1,796	1,771
	計	1,815	1,796	1,802	1,819	1,793
	構成比	34.0	34.3	34.6	35.2	35.1
計	18歳未満	135	136	135	135	144
	18歳以上	5,197	5,097	5,076	5,029	4,959
	計	5,332	5,233	5,211	5,164	5,103

（出典）身体障害者手帳交付台帳（立川市障害福祉課）

2 知的障害者

立川市の知的障害者数は、平成30（2018）年度の1,375人から令和4（2022）年度の1,502人へと、毎年微増が続いています。等級別にみると、4度（軽度）が全体の約50%となっています。

療育手帳（愛の手帳）所持者の障害等級別推移 各年度末（3月31日）時点（単位：人、%）

		平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
1度 (最重度)	18歳未満	11	10	10	9	7
	18歳以上	43	46	47	47	50
	計	54	56	57	56	57
	構成比	3.9	4.0	4.0	3.8	3.8
2度 (重度)	18歳未満	62	59	64	69	72
	18歳以上	298	299	301	303	303
	計	360	358	365	372	375
	構成比	26.2	25.6	25.5	25.3	25.0
3度 (中度)	18歳未満	76	77	71	78	84
	18歳以上	224	229	232	233	232
	計	300	306	303	311	316
	構成比	21.8	21.9	21.2	21.2	21.0
4度 (軽度)	18歳未満	143	141	152	157	172
	18歳以上	518	535	552	574	582
	計	661	676	704	731	754
	構成比	48.1	48.4	49.3	49.7	50.2
計	18歳未満	292	287	297	313	335
	18歳以上	1,083	1,109	1,132	1,157	1,167
	計	1,375	1,396	1,429	1,470	1,502

（出典）療育手帳交付台帳（立川市障害福祉課）

3 精神障害者

立川市の精神障害者数は、平成30（2018）年度の1,958人から令和4（2022）年度の2,426人へと、毎年増加が続いています。等級別にみると、2級及び3級の増加が顕著で、全体の90%以上となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の障害等級別推移 各年度末（3月31日）時点（単位：人、%）

		平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
1級	人数	139	122	133	142	150
	構成比	7.1	5.8	6.1	6.1	6.2
2級	人数	1,107	1,202	1,237	1,296	1,299
	構成比	56.5	57.4	56.8	55.3	53.5
3級	人数	712	770	807	905	977
	構成比	36.4	36.8	37.1	38.6	40.3
計		1,958	2,094	2,177	2,343	2,426

（出典）精神障害者保健福祉手帳台帳（立川市障害福祉課）

4 自立支援医療（精神通院）

立川市の自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成30（2018）年度の3,713人から令和4（2022）年度の4,301人へと、増加傾向が続いています。

自立支援医療（精神通院）受給者の推移 各年度末（3月31日）時点（単位：人）

	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
受給者数	3,713	3,859	4,384	4,180	4,301

※令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症による有効期間の延長を受けた者を含んでいます。

（出典）自立支援医療（精神通院）受給者台帳（立川市障害福祉課）

5 難病患者

立川市の難病患者（東京都医療費助成対象者）数は、平成30（2018）年度から令和4（2022）年度の間、概ね横ばいの傾向にあります。

東京都医療費助成対象者の推移 各年度末（3月31日）時点（単位：人）

	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
対象者数	2,790	2,710	2,883	2,647	2,672

（出典）決算事務報告（立川市障害福祉課）

第3節 就学等の状況

1 市内の0歳～14歳児の人口推移 各年4月1日時点（単位：人）

	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
0歳	1,203	1,187	1,123
1歳	1,386	1,262	1,247
2歳	1,447	1,363	1,259
3歳	1,428	1,455	1,342
4歳	1,467	1,428	1,461
5歳	1,513	1,452	1,435
6歳	1,526	1,502	1,476
7歳	1,497	1,519	1,508
8歳	1,476	1,494	1,512
9歳	1,485	1,476	1,505
10歳	1,526	1,483	1,487
11歳	1,492	1,520	1,481
12歳	1,498	1,504	1,528
13歳	1,542	1,506	1,496
14歳	1,513	1,544	1,502

（出典）年齢別住基人口（立川市市民課）

2 市内特別支援学級等の児童・生徒の在籍状況 各年5月1日時点（単位：人）

	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
特別支援学級（小学校）	137	157	174
特別支援学級（中学校）	68	87	77
通級指導学級 （小学校一難聴・言語障害等）	99	95	100
特別支援教室キラリ（小学校）	346	366	315
特別支援教室プラス（中学校）	126	125	139

（出典）立川の教育（立川市教育委員会）

3 特別支援学校等の児童・生徒数及び進路先状況

特別支援学校在籍者数

令和5（2023）年10月1日時点（単位：人）

	幼稚園	小学部	中学部	高等部	計
八王子盲学校		1	2		3
南大沢学園				11	11
立川学園	1	52	20	2	75
青峰学園	1			9	10
武蔵台学園		16	17	37	70
村山特別支援学校		18	8	9	35
羽村特別支援学校		4	1	6	11
中央ろう学校			1	1	2
永福学園				1	1
計	2	91	49	76	218

高等部生徒数内訳

令和5（2023）年10月1日時点（単位：人）

	1年生	2年生	3年生	その他
八王子盲学校				
南大沢学園	5	6		
立川学園			1	1（専攻科）
青峰学園	2	4	3	
武蔵台学園	14	14	9	
村山特別支援学校	1	5	3	
羽村特別支援学校	2		4	
中央ろう学校		1		
永福学園	1			
計	25	30	20	1

（出典）ともに、各校への聞き取りによる（立川市障害福祉課）

高等部令和5（2023）年度卒業生進路見込み

令和5（2023）年10月1日時点（単位：人）

	進学	一般 就労	就労 移行 職業 訓練	就労 継続A型	就労 継続B型	生活介護	その他
八王子盲学校							
南大沢学園							
立川学園	1	1					
青峰学園		3					
武蔵台学園		3			4	2	
村山特別支援学校					2	1	
羽村特別支援学校		1			2	1	
中央ろう学校							
永福学園							
計	1	8			8	4	

高等部令和4（2022）年度卒業生進路実績

令和5（2023）年10月1日時点（単位：人）

	進学	一般 就労	就労 移行 職業 訓練	就労 継続A型	就労 継続B型	生活介護	その他
八王子盲学校							
南大沢学園		3					
立川学園		2					
青峰学園		1					
武蔵台学園		4		1	3	3	3
村山特別支援学校		1				1	
羽村特別支援学校							
中央ろう学校	1						
永福学園		1					
計	1	12		1	3	4	3

（出典）ともに、各校への聞き取りによる（立川市障害福祉課）

第3章 障害者施策の方針及び取組

第1節 国の基本的な指針

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の作成にあたっては、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨並びに障害者権利条約及び障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告の趣旨等を踏まえ、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る目標を設定するとともに、サービスを提供するための体制の確保が総合的・計画的に図られることを目的として、国の基本的な指針が示されています。

基本的理念

計画の作成にあたっては、下記の点に配慮することとしています。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着

提供体制の確保に係る目標

令和8（2026）年度を目標年度（計画期間の終期）とする本計画において、必要なサービス等の提供体制の確保に係る目標として下記の「成果目標」が掲げられています。また、成果目標を達成するための必要な指標である「活動指標」を見込むこととしています。

※第4章「成果目標」（P. 20～34）参照

- 1 ふくしせつ にゅうしよしゃ ちいきせいかつ いこう
福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ こうちく
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 ちいきせいかつしえん じゅうじつ
地域生活支援の充実
- 4 ふくしせつ いっぱんしゅうろう いこうとう
福祉施設から一般就労への移行等
- 5 しょうがいじしえん ていきょうたいせい せいびとう
障害児支援の提供体制の整備等
- 6 そうだんしえんたいせい じゅうじつ きょうかとう
相談支援体制の充実・強化等
- 7 しょうがいふくし どう しつ こうじょう とりくみ かか たいせい こうちく
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

とう みこみりょう かくほ ほうさく サービス等の見込量と確保の方策

ほんけいかく たいしょうき かん れいわ ねんど れいわ ねんど かくねんど
本計画の対象期間である令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの各年度
における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量と、
その見込量の確保のための方策を定めることとしています。また、ちいきせいかつしえん じぎょう
地域生活支援事業の実施についても同様に見込量等を定めることとしています。

けいかく さくせい たいせい せいび 計画の作成のための体制の整備

けいかく さくせい か き たいせい せいび はか しめ
計画の作成にあたって、下記の体制の整備を図るよう示されています。

- 1 さくせい いんかいとう かいさい
作成委員会等の開催
ちいき じつじょう そく じつこうせい ないよう りょう しょうがいしゃ
地域の実情に即した実効性のある内容とするため、サービスを利用する障害者
等をはじめ、はばひろ かんけいしゃ いけん はんえい
幅広い関係者の意見を反映すること。
⇒ じりつしえんきょうぎかい およ しょうがいしゃしきくすいしんいんかい きょうぎ
自立支援協議会及び障害者施策推進委員会において協議しました。
- 2 しちょうそんおよ どうふけん かんけいぶきよくそうごかん れんけい
市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携
かんけいぶきよく れんけい さぎょう とく たいせい せいび きょうりよく さくせい
関係部局と連携して作業に取り組む体制を整備し、協力して作成すること。
⇒ かんけいぶきよく こうせい しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかくさくていれんらくかい せつち
関係部局により構成する障害福祉計画・障害児福祉計画策定連絡会を設置し
て協議するとともに、かんけい ほか こべつけいかく せいごう はか
関係する他の個別計画との整合を図りました。
- 3 しちょうそん どうふけん れんけい
市町村と都道府県との連携
どうふけん こういきできちやうせい せいごうせい はか しちょうそん どうふけん いけん
都道府県による広域的調整との整合性を図るため、市町村と都道府県が意見を
こうかん ちいき じつじょう おう どう ていきょうたいせい せいび すす
交換すること。また、地域の実情に応じたサービス等の提供体制の整備を進める
かんてん どうふけん きほんてき かんが かた しめ しちょうそん きょうぎ ば もう
観点から、都道府県は基本的な考え方を示すとともに市町村との協議の場を設け
るなど できせつ しえん おこな のぞ
適切な支援を行うことが望ましい。

⇒ 東京都より基本的な考え方が示されたほか、ヒアリングにより協議を行いました。

障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

サービス等の見込量の設定にあたっては、現在のサービス等の利用実態について分析を行うとともに、アンケート調査等を行うこと。

⇒ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用者と、市内の指定特定相談支援事業所を対象にアンケート調査を実施しました。また、過去のサービス等の利用実績や第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定時からのサービス提供事業所数の推移、支給決定と実際の利用の比較等の分析を行いました。

住民の意見の反映

障害者等を含む地域住民の意見を反映させるため、作成委員会等の設置に際しての地域住民の参画、パブリックコメントの実施等を行うこと。

⇒ 自立支援協議会及び障害者施策推進委員会は、障害当事者、家族会等の団体、サービス提供事業者のほか、福祉・保健医療・教育・就労・事業者・法曹・学識経験者・地方公共団体など地域のさまざまな立場の方が委員として参画しました。

定期的な調査、分析及び評価

成果目標及び活動指標については、少なくとも年に1回は実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら、中間評価としての分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や事業の見直し等を行うこと。中間評価の際には、協議会、合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果についての公表に努めること。

⇒ 計画の進捗管理のため「PDCA サイクル評価・改善管理シート」を活用し、年度ごとに中間の評価をするとともに、自立支援協議会及び障害者施策推進委員会より意見聴取を行いその結果を市のホームページにて公表します。

第2節 第6次障害者計画における施策体系

本市における障害福祉分野の個別計画は、施策の方向性などを定めた基本的な計画である「第6次障害者計画（令和2（2020）～令和6（2024）年度）」と、サービス等の見込量や確保の方策を定める実施計画である「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（令和6（2024）～令和8（2026）年度）」の2つがあり、整合を図っています。 ※P. 2～3「第1章 計画の概要 第2節 計画の位置づけ」参照

第6次障害者計画では、理念をもとに4つの基本方針を掲げ、実現のための8つの主な施策を定め、各施策のもとに具体的な取組内容を示して体系化しており、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画における国の基本的な指針に基づく成果目標との関係は下記の通りです。

基本方針1 権利擁護の推進

施策1 差別の解消及び権利擁護の推進

- 【取組内容】(1) 障害を理由とする差別の解消の推進と障害理解の促進
(2) 権利擁護の推進
(3) 成年後見制度の利用促進
(4) 障害者虐待の防止

施策2 情報保障

- 【取組内容】(1) 意思疎通の支援 (2) 情報提供の推進

基本方針2 相談体制の整備

施策3 相談体制

- 【取組内容】(1) 相談支援体制の充実 (2) 相談支援の質の向上

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
＜成果目標6＞相談支援体制の充実・強化等

きほんほうしん ちいきせいかつ しえん
基本方針3 地域生活の支援

しきく ちいきせいかつしえん
施策4 地域生活支援

- 【取組内容】 (1) 福祉人材の確保とスキルアップ (2) 障害福祉サービスの提供
(3) 住まいの確保 (4) 地域移行の促進
(5) 地域生活支援拠点等の整備と運用 (6) 地域とのつながり

だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

せいかもくひょう
<成果目標7>

しょうがいふくし とう しつ こうじょう とりくみ かか たいせい こうちく
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

せいかもくひょう
<成果目標1>

ふくしせつ にゅうしよしゃ ちいきせいかつ いこう
福祉施設の入所者の地域生活への移行

せいかもくひょう
<成果目標2>

せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ こうちく
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

せいかもくひょう
<成果目標3>

ちいきせいかつしえん じゅうじつ
地域生活支援の充実

しきく こそだてしえん きょういく
施策5 子育て支援・教育

- 【取組内容】 (1) 早期発見・早期支援 (2) 子育て支援
(3) 連携体制の構築と促進 (4) 教育支援の充実
(5) 障害理解と心のバリアフリーの推進

だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

せいかもくひょう しょうがいじしえん ていきょうたいせい せいびとう
<成果目標5> 障害児支援の提供体制の整備等

しきく かんきょう あんぜん
施策6 環境・安全

- 【取組内容】 (1) 防災対策と災害時の支援 (2) バリアフリーの推進
(3) 防犯対策の推進

きほんほうしん じりつ む しゅうろうしえん しゃかいさんか そくしん
基本方針4 自立に向けた就労支援・社会参加の促進

しきく こよう しゅうろう
施策7 雇用・就労

とりくみないよう いっぱんしゅうろう そくしん ていちゃくしえん ふくしてきしゅうろう じゅうじつ
【取組内容】(1)一般就労の促進と定着支援 (2)福祉的就労の充実

だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

せいこもくひょう ふくしせつ いっぱんしゅうろう いこうとう
＜成果目標4＞福祉施設から一般就労への移行等

しきく しゃかいかつどう さんか
施策8 社会活動への参加

とりくみないよう にっちゅうかつどうおよ よか しえん じゅうじつ ぶんかげいじゅつかつどう すいしん
【取組内容】(1)日中活動及び余暇支援の充実 (2)文化芸術活動の推進
かつどう すいしん しょうがいがくしゅうかんきょう せいび
(3)スポーツ活動の推進 (4)生涯学習環境の整備

第4章 成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

◆国の基本的な指針 令和8（2026）年度末時点

＜地域生活への移行者数＞

○令和4（2022）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行

＜施設入所者数＞

○令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

◇本市の考え方

＜地域生活への移行者数＞

第6期障害福祉計画では、平成31（2019）年度末時点での施設入所者120人のうち、令和5（2023）年度末までに8人の地域移行を目標としていましたが、令和4（2022）年度末までの3年間の実績は1人となっており、令和5（2023）年度末までの目標達成は難しい状況です。

本計画では、国の基本的な指針に基づき、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数の6%以上の地域生活への移行を目指すこととし、令和8（2026）年度末までに1年間あたり2人の移行を目指し、合計8人を目標とします。

＜施設入所者数＞

第6期障害福祉計画では、令和5（2023）年度末時点の入所者数が、平成31（2019）年度末時点での施設入所者120人を超えないとする目標でしたが、令和4（2022）年度末時点の入所者数は117人となっています。アンケートでは、今後3年以内の施設入所を希望する回答が4.5%、将来的に希望する回答が約18%ありました。入所待機者や今後の利用希望も含め一定のニーズがあり、入所者数を減らすことは困難な状況です。

本計画では、令和8（2026）年度末時点の施設入所者数が、令和4（2022）年度末時点の入所者数を超えないよう117人を維持することを目標とします。

◇ 目標達成のための方策

施設入所者の地域生活移行に関する意思を尊重し、適切に意思決定支援を行うとともに、地域移行及び地域生活の継続のための支援を担う関係者・機関等の連携により地域移行の取組を進めていきます。

また、重度障害者や強度行動障害の方などの地域移行を進めるため、ニーズに合致したグループホームの設置の促進、日中活動の場やホームヘルパーの確保等、環境の整備にも取り組んでいきます。

[成果目標]

項 目	人 数
令和4（2022）年度末時点の施設入所者数	117人
令和8（2026）年度末までの地域生活移行者数	8人
令和8（2026）年度末時点の施設入所者数	117人

[主な活動指標]

項 目	令和6年度 （2024）	令和7年度 （2025）	令和8年度 （2026）
① 地域移行支援利用者数（月平均）	2人	2人	2人
② 地域定着支援利用者数（月平均）	1人	1人	1人
③ 共同生活援助（グループホーム）利用者数（年度末月）	260人 （重度65人）	265人 （重度66人）	270人 （重度67人）
④ 市内グループホーム設置数（年度末）	44か所	45か所	46か所
⑤ 重度障害者に対応する市内グループホームの新規設置数（年度末）	—	—	1か所

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆国の基本的な指針 令和8（2026）年度末時点

- 退院後1年以内の地域における平均生活日数 … 325.3日以上
- 1年以上の長期入院患者の設定
- 入院後の早期退院率 … 3か月時点68.9%以上、6か月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上

※上記3項目は、都道府県により目標設定

◇本市の考え方

地域包括ケアシステムの構築に向け、令和3（2021）年度に設置した立川市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議の場（にもたち）において、市内の精神障害支援者や医療関係者等（医療機関、訪問看護、デイケア等）が参加し、課題の検討・共有を図ってきました。精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障害支援者の人材育成や関係者間のネットワークの構築を進めていきます。

また、長期入院患者の地域生活への移行や、入院後の早期退院の促進に伴う基盤整備量を勘案して、障害福祉サービス等の充実を図っていきます。

【主な活動指標】

項目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
① 保健・医療・福祉関係者による協議の場	開催回数	15回	15回	15回
	参加者数	40人	40人	40人
	目標設定	1回	1回	1回
	評価	1回	1回	1回
② 地域移行支援利用者数（月平均）		2人	2人	2人
③ 地域定着支援利用者数（月平均）		1人	1人	1人
④ 共同生活援助利用者数（市内・市外グループホーム）（年度末月）		45人	45人	45人
⑤ 自立生活援助利用者数（年度末月）		5人	5人	5人
⑥ 自立訓練（生活訓練）利用者数（年度末月）		35人	36人	37人

※②～⑥は精神障害者の利用者数

3 地域生活支援の充実

◆国の基本的な指針 令和8（2026）年度末時点

○各市町村又は各圏域において、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。

○各市町村又は各圏域において、強度行動障害を有する者に関してその状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

◇本市の考え方

本市では、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、障害者等が地域で住み続けられることを目指すため、令和2（2020）年7月から、面的整備型の地域生活支援拠点等事業を開始しました。まず、地域生活支援拠点等コーディネーターを市内4か所の事業所に配置するとともに、市内1か所の事業所で緊急一時保護事業を開始しました。令和4（2022）年度には、相談に関する機能を担う事業所の登録を行いました。今後も地域生活支援拠点等の各機能を担う事業所の登録について働きかけ、その機能の充実を図り、支援体制等の構築を進めます。

また、強度行動障害を有する者に関しては、支援のニーズの把握や支援体制の整備について検討していきます。

◇目標達成のための方策

自立支援協議会において支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を行うとともに、地域生活支援拠点等コーディネーターや拠点関係機関による会議を定期的に開催し、機能の充実や支援体制等の構築を図っていきます。

【成果目標】

こ う 目 項 目	れ い わ ね ん ど 令和8年度 (2026)
① コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	こ う ち く 構築
② 地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	ね ん か い け ん し ょ う け ん と う 年1回検証・検討
③ 強度行動障害を有する者に関する支援体制の整備	せ い び 整備

【主な活動指標】

こ う 目 項 目	れ い わ ね ん ど 令和6年度 (2024)	れ い わ ね ん ど 令和7年度 (2025)	れ い わ ね ん ど 令和8年度 (2026)
① コーディネーターの配置人数	に ん 8人	に ん 8人	に ん 8人
② 自立支援協議会による検証・検討	か い 1回	か い 1回	か い 1回
③ 拠点関係機関の会議による検証・検討	か い 12回	か い 12回	か い 12回

4 福祉施設から一般就労への移行等

◆国の基本的な指針 令和8（2026）年度末時点

<就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数>

○令和3（2021）年度の移行者数の1.28倍以上

- ・うち就労移行支援事業からの移行者数は1.31倍以上
- ・うち就労継続支援A型事業からの移行者数は1.29倍以上
- ・うち就労継続支援B型事業からの移行者数は1.28倍以上

<就労移行支援事業利用者の一般就労移行者の割合>

○就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が50%以上の事業所を全体の50%以上

<就労定着支援事業の利用者数>

○令和3（2021）年度末時点の1.41倍以上

<就労定着支援事業の就労定着率>

○就労定着率70%以上の就労定着支援事業所を全体の25%以上

※就労定着率…過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

◇本市の考え方

<就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数>

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数は、令和3（2021）年度が28人、令和4（2022）年度が24人となっています。

本計画では、国の基本的な指針に基づき、令和8（2026）年度の一般就労移行者を36人、うち事業別の移行者数は就労移行支援事業23人、就労継続支援A型事業4人、就労継続支援B型事業8人を目標とします。

<就労移行支援事業利用者の一般就労移行者の割合>

就労移行支援事業の利用者数は、令和2（2020）年度が55人、令和3（2021）年度が44人となっています。就労移行支援事業は、一般就労への移行における重要な役割を果たしており、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業

利用終了者に占める一般就労移行者の割合が50%以上の事業所を全体の50%以上とすることを目標とします。

＜就労定着支援事業の利用者数・就労定着率＞

就労定着支援事業の利用者は、令和2（2020）年度が20人、令和3（2021）年度が24人となっています。一般就労への移行とともに就労定着も重要となることから、令和8（2026）年度における就労定着支援事業の利用者46人を目標とします。また、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が70%以上の事業所を全体の25%以上とすることを目標とします。

◇目標達成のための方策

アンケートでは、一般就労をしている人が約12%、通所施設等の利用者が約56%となっており、未就労の人のうち今後一般就労を希望する人は約40%でした。働くための支援や配慮として、「職場の人たちの障害に関する理解」が必要との回答が多くありました。一般就労への移行と就労後の定着のためには、就労と生活の両面を見据えた支援が必要なため、支援者のスキルアップや関係機関との連携を図っていきます。

また、一般就労が困難な利用者についても、適性に応じて能力を発揮し地域での自立した生活を継続する必要があります。就労継続支援等の工賃の向上に寄与するため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を定め、障害者就労施設等からの調達の推進を図ります。

【成果目標】

項 目	令和8年度 (2026)
① 令和8(2026)年度中の一般就労移行者数	36人
うち 就労移行支援事業からの移行者数	23人
うち 就労継続支援A型からの移行者数	4人
うち 就労継続支援B型からの移行者数	8人
② 令和8(2026)年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が50%以上の事業所の割合	50%
③ 就労定着支援事業の利用者数(年度末月)	46人
④ 令和8(2026)年度における就労定着率70%以上の就労定着支援事業所の割合	25%

【主な活動指標】

項 目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
① 就労移行支援事業利用者数(年度末月)	52人	55人	58人
② 障害者就労支援事業利用者数(年度末月)	280人	290人	300人

5 障害児支援の提供体制の整備等

◆国の基本的な指針 令和8（2026）年度末時点

＜児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進＞

○児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置

○障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築

＜主に重症心身障害児を支援する事業所の確保＞

○主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1か所以上確保

＜医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置＞

○各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

○各市町村において、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置

◇本市の考え方

＜児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進＞

児童発達支援センターについては、立川市第4次長期総合計画後期基本計画及び立川市第2次発達支援計画に基づき、令和7（2025）年度の設置に向けて整備を行っており、それに合わせ、保育所等訪問支援を実施する予定です。

＜主に重症心身障害児を支援する事業所の確保＞

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、それぞれ市内に1か所あります。令和4（2022）年度末の月間利用実績は、児童発達支援事業所が9人で37日、放課後等デイサービス事業所が12人で81日でした。主に重症心身障害児を支援する事業所については、ニーズが高いため、市内でのサービス提供体制の充実を目指し、令和8（2026）年度末までに、さらに1か所ずつ確保することを目指します。

＜医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置＞

平成31（2019）年度に医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として立川市医療的ケア児支援関係者会議を立ち上げ、課題や情報の共有、関係機関の連携強化、支援策の検討などを行っています。医療的ケア児に関するコーディネーターは、令和5（2023）年度までの配置を目指しておりましたが、現在配置されておられません。当該協議の場において、配置に向けた協議を進めていきます。

◇ 目標達成のための方策

児童発達支援センターについては、立川市第4次長期総合計画後期基本計画及び立川市第2次発達支援計画に基づき、令和7（2025）年度の設置に向けて整備を行っています。児童発達支援センターや当該センターで実施する保育所等訪問支援を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築していきます。

主に重症心身障害児を支援する事業所の確保については、事業所が参入しやすい方策を検討しながら、事業所への働きかけを行っていきます。

医療的ケア児に関するコーディネーターについては、立川市医療的ケア児支援関係者会議等の中で、コーディネーターの役割や職種、配置場所等の検討を行い、配置を進めていきます。

【成果目標】

こく 目	れいわ ねんど 令和8年度 (2026)
① 児童発達支援センターの設置	設置
② 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	構築
③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	2か所
④ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2か所
⑤ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
⑥ 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	配置

おも かつどうしひやう
[主な活動指標]

こ う も く 項 目	れい わ ね ん ど 令和6年度 (2024)	れい わ ね ん ど 令和7年度 (2025)	れい わ ね ん ど 令和8年度 (2026)
① じ どう は っ た つ し え ん り ょ う し や す う ね ん ど ま つ げ つ 児童発達支援の利用者数(年度末月)	270人	280人	290人
② ほ う か ご と う り ょ う し や す う 放課後等デイサービスの利用者数 (年度末月)	560人	580人	600人
③ ほ い く し ょ う ほ う も ん し え ん り ょ う し や す う ね ん ど 保育所等訪問支援の利用者数(年度 ま つ げ つ 末月)	30人	40人	50人
④ い り ょ う て き じ かん 医療的ケア児に関するコーディネー は い ち に ん ず う ターの配置人数	0人	ふたり 2人	ふたり 2人

6 相談支援体制の充実・強化等

◆国の基本的な指針 令和8（2026）年度末時点

- 市町村に、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置する。
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を実施するとともに、協議会の体制を確保する。

◇本市の考え方

障害者総合支援法の改正により、令和6（2024）年4月から市町村において基幹相談支援センターの設置が努力義務化されましたが、本市では、基幹相談支援センターは未設置です。現在、市内3か所の事業所で相談支援事業を実施し、障害者等のさまざまな相談にあたっていますが、多様化するニーズに対応するため、相談支援事業の従事者の質の確保が必要です。地域における相談支援の中核的な役割を担い、従事者に対する相談、助言、指導等の業務を行う基幹相談支援センターの設置に向けて具体的な検討を進めるとともに、設置までの間、相談支援事業の従事者の確保やスキルアップ等により、相談支援体制の充実・強化を進めていきます。

また、相談支援事業所の職員等が参画する協議会において、地域の個別事例の検討を通じ、地域の実情に応じたサービス基盤の開発・改善等の取組を実施していきます。

◇目標達成のための方策

障害者総合支援法第89条の3に基づき設置する自立支援協議会において、基幹相談支援センターの設置や地域の実情に応じたサービス基盤の開発・改善等の取組について協議していきます。

また、自立支援協議会相談支援専門部会や相談支援事業所連絡会の実施により、連携の強化を図り、相談支援事業の従事者の確保やスキルアップ等に取り組めます。

せい かもく ひょう
[成果目標]

こう 目 項	れい わ ねん ど 令和8年度 (2026)
① き かん さん だん し えん せ ち 基幹相談支援センターの設置	せ ち 設置
② きょう ぎ かい こ べ つ じ れ い け ん とう つう ち い き 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の かい は つ かい ぜん とう お こ な と り く み じ っ し 開発・改善等を行う取組の実施	じ っ し 実施
③ きょう ぎ かい たい せい かく ぽ 協議会の体制の確保	かく ぽ 確保

おも かつ どう し ひょう
[主な活動指標]

こう 目 項	れい わ ねん ど 令和6年度 (2024)	れい わ ねん ど 令和7年度 (2025)	れい わ ねん ど 令和8年度 (2026)
① き かん さん だん し えん せ ち む 基幹相談支援センターの設置に向け け ん とう た検討	け ん とう 検討	せ ち 設置	せ ち 設置
② き かん さん だん し えん し ゅ に ん 基幹相談支援センターにおける主任 さん だん し えん せん もん い ん は い ち す う 相談支援専門員の配置数	に ん 0人	ひ と り 1人	ひ と り 1人
③ きょう ぎ かい じ れ い け ん とう じ っ し かい す う 協議会における事例検討実施回数 お よ きょう ぎ かい さん か に ん す う 及び協議会参加人数	かい 1回 に ん 25人	かい 1回 に ん 25人	かい 1回 に ん 25人
④ きょう ぎ かい せん もん ぶ かい せ ち す う 協議会における専門部会の設置数 お よ じ っ し かい す う 及び実施回数	し ょ 4か所 かい 16回	し ょ 4か所 かい 16回	し ょ 4か所 かい 16回

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

◆国の基本的な指針 令和8（2026）年度末時点

○障害福祉サービス等に 係る各種研修や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用による障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築

◇本市の考え方

障害福祉サービス等が多様化する中、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。障害福祉サービス等に関する具体的内容を理解するため、各種研修を活用していきます。

また、障害福祉サービス等について、多くの事業者が参入している中、適正な運営を行う事業者の確保も重要です。毎月の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）からの審査結果をもとに、請求の過誤を無くす取組を行うことにより事業者の質の確保を図ります。

＜市職員が受講している研修の例＞

- ・東京都障害支援区分認定調査員研修
- ・新任向け身体障害者・知的障害者業務の研修
- ・補装具判定研修、日常生活用具相談研修
- ・権利擁護・虐待防止研修 など

◇目標達成のための方策

東京都や心身障害者福祉センター等が実施する各種研修を引き続き活用し、障害福祉サービスの適切な提供に必要な知識を理解・習得していきます。

また、毎月の国保連の審査結果をもとに、過誤の請求について事業者の説明の上、修正を求めるとともに、事業者との連絡会等において報酬改定や誤りやすいケース等について周知し、適正な運営の確保に努めます。

【成果目標】

項目	内容
令和8(2026)年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築	構築

おも かつどう し ひょう
[主な活動指標]

こう もく 項 目	れい わ ね ん ど 令和6年度 (2024)	れい わ ね ん ど 令和7年度 (2025)	れい わ ね ん ど 令和8年度 (2026)
① とうきょうと じっし けんしゅう し しょくいん の さんかしゃすう の延べ参加者数	40人	40人	40人
② しん さ しはらいとう しん さ けっ か ぶんせき けっ か かつよう じぎょうしゃとう 分析してその結果を活用し、事業者等 と 共有する回数	12回	12回	12回

第5章 障害福祉サービス等の見込量

第1節 訪問系サービス

1. 居宅介護（ホームヘルプ）

～サービス内容～
自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

＜サービス実績量＞ ※ 各年度3月の実績

項目	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
月間利用人数	237人	214人	203人
月間総利用時間	3,039時間	2,696時間	2,600時間

＜サービス見込量＞

項目	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
月間利用人数	260人	260人	260人
月間総利用時間	4,100時間	4,200時間	4,300時間

見込量の考え方

令和4（2022）年度末の実績では、1人あたりの月間平均利用時間は12.5時間でした。近年の実績は、減少傾向ですが、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、感染拡大前の実績をもとに、ほぼ横ばいで推移すると見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和5（2023）年8月現在、サービス提供事業所は市内に30か所あり、令和2（2020）年9月時点と比較すると1か所減少しています。また、近隣市の事業所を利用する方もいますが、ヘルパー不足の問題や時間帯によって希望通りの利用ができないといった声もあります。

安定的にサービスを提供するため、引き続き自立支援協議会や居宅介護事業所連絡会等を中心に、ヘルパーの確保やスキルアップについて検討していきます。

2. 重度訪問介護

～サービス内容～
重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。

＜サービス実績量＞ ※ 各年度3月の実績

項目	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
月間利用人数	83人	81人	86人
月間総利用時間	21,554時間	22,185時間	22,856時間

＜サービス見込量＞

項目	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
月間利用人数	88人	89人	90人
月間総利用時間	23,560時間	23,820時間	24,100時間

見込量の考え方

令和4（2022）年度末の実績では、1人あたりの月間平均利用時間は267.7時間でした。近年の実績や現在の状況、利用者のニーズから、毎年1人の利用者と利用時間増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和5（2023）年8月現在、サービス提供事業所は市内に28か所あり、令和2（2020）年9月時点と比較すると2か所減少しています。また、近隣市の事業所を利用する方もいますが、居宅介護と同様にヘルパー不足の問題や時間帯によって希望通りの利用ができないといった声もあります。

平成30（2018）年度より、重度訪問介護の新任従業者に対する熟練従業者の同行支援が、一定の条件のもと可能となりました。

引き続き、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービスが提供できるよう、人材確保と障害特性を理解したヘルパーの養成を促していきます。

3. 同行援護

～サービス内容～
視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

＜サービス実績量＞ ※ 各年度3月の実績

項目	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
月間利用人数	50人	50人	48人
月間総利用時間	1,079時間	1,245時間	1,294時間

＜サービス見込量＞

項目	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
月間利用人数	50人	50人	50人
月間総利用時間	1,350時間	1,350時間	1,350時間

見込量の考え方

令和4（2022）年度末の実績では、1人あたりの月間平均利用時間は25.8時間でした。近年の実績や現在の状況、利用者のニーズから、利用者数は横ばい、利用時間は新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮して増加を見込んで算出しました。

なお、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスであるため、介護保険サービスと併せて利用する65歳以上の視覚障害者も含まれています。

サービスの提供と確保のための方策

令和5（2023）年8月現在、サービス提供事業所は市内に10か所あり、令和2（2020）年9月時点と比較すると2か所減少しています。事業所はすべて地域生活支援事業の移動支援のサービスも提供している事業所となっています。他の訪問系サービスと同様にヘルパー不足の問題のほか、長時間の利用や時間帯によって希望通りの利用ができないといった声もあるため、引き続きヘルパーの確保について検討していきます。

4. 行動援護

～サービス内容～
自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

＜サービス実績量＞ ※ 各年度3月の実績

項目	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
月間利用人数	34人	35人	37人
月間総利用時間	897時間	883時間	929時間

＜サービス見込量＞

項目	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
月間利用人数	39人	40人	41人
月間総利用時間	990時間	1,020時間	1,050時間

見込量の考え方

令和4（2022）年度末の実績では、1人あたりの月間平均利用時間は25.5時間でした。近年の実績や現在の状況、利用者のニーズから、毎年1人の利用者と利用時間増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和5（2023）年8月現在、サービス提供事業所は市内に4か所あり、令和2（2020）年9月時点と比較すると1か所減少しています。行動援護に従事できるヘルパーやサービス提供責任者の資格や経験年数等の要件が厳しいこともあり、地域生活支援事業の移動支援を提供している事業者と比較して少なく、需要に対して供給が不足している状況です。行動援護のヘルパー養成講習への参加等により、新たに事業者が指定を受けるなど、確保に向けて検討していきます。

5. 重度障害者等包括支援

～サービス内容～
介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行い
ます。

＜サービス実績量＞ ※ 各年度3月の実績

こ う も く 項 目	れ い わ 令和2（2020）	ね ん ど 年度	れ い わ 令和3（2021）	ね ん ど 年度	れ い わ 令和4（2022）	ね ん ど 年度
げ っ か ん り よ う に ん ず う 月間利用人数		に ん 0人		に ん 0人		に ん 0人
げ っ か ん そ う り よ う じ か ん 月間総利用時間		じ か ん 0時間		じ か ん 0時間		じ か ん 0時間

＜サービス見込量＞

こ う も く 項 目	れ い わ 令和6（2024）	ね ん ど 年度	れ い わ 令和7（2025）	ね ん ど 年度	れ い わ 令和8（2026）	ね ん ど 年度
げ っ か ん り よ う に ん ず う 月間利用人数		に ん 0人		に ん 0人		に ん 0人
げ っ か ん そ う り よ う じ か ん 月間総利用時間		じ か ん 0時間		じ か ん 0時間		じ か ん 0時間

見込量の考え方

過去3年間の利用実績はありません。令和5（2023）年9月現在支給決定はなく、
今後の利用見込みもありません。

サービスの提供と確保のための方策

令和5（2023）年8月現在、サービス提供事業所は市内にありません。今後も、制度
の動向や事業者の参入状況、利用者のニーズ等に注視していきます。

第2節 日中活動系サービス

1. 生活介護

～サービス内容～
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

＜サービス実績量＞ ※ 各年度3月の実績

項目	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
月間利用人数	390人	403人	409人
月間総利用日数	8,166日	7,861日	8,192日

＜サービス見込量＞

項目	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
月間利用人数	425人 (重度210人)	430人 (重度215人)	435人 (重度220人)
月間総利用日数	8,285日	8,378日	8,471日

見込量の考え方

令和4年度末の実績では、1人あたりの月間平均利用日数は18.60日でした。近年の実績や現在の状況、利用者のニーズから、毎年5人の利用者と利用日数増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和5（2023）年8月現在、サービス提供事業所は市内に16か所あり、令和2（2020）年9月時点と比較すると2か所増加しています。

重度障害者の地域生活への移行や継続を推進するため、利用者の状況と事業所の活動内容のマッチング等も考慮しながら、整備を進めていきます。

2. 自立訓練（機能訓練）

～サービス内容～
自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、リハビリテーションや身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

＜サービス実績量＞ ※ 各年度3月の実績

項目	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
月間利用人数	1人	0人	0人
月間総利用日数	9日	0日	0日

＜サービス見込量＞

項目	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
月間利用人数	1人	1人	1人
月間総利用日数	10日	10日	10日

見込量の考え方

令和4（2022）年度末時点での利用実績はなく、令和2（2020）年度末の実績では、利用人数は1人、月間総利用日数は9日でした。近年の実績と現在の状況から、利用者数は1人とし、月間総利用日数を10日として算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和5（2023）年8月現在、サービス提供事業所は市内にありません。今後も市内での設置の見込みはありませんが、利用者のニーズ等に注視していきます。

3. 就労選択支援

～サービス内容～

就労についての適切な選択のため、短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価、就労に関する意向及び就労するために必要な配慮などの整理を行います。

<サービス見込量>

項目	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
月間利用人数	—	70人	75人

※令和7(2025)年10月から新設されるサービス

見込量の考え方

就労を希望する障害者に、就労についての適切な選択を支援するため新設されるサービスで、就労系サービスの開始前に利用することが想定されます。過去3年の就労継続支援B型の新規利用の平均人数(年間約55人)や他の就労系サービスの今後の増加分等を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和7(2025)年10月から新設されるサービスです。国等からの当該サービスに関する情報を的確に把握するとともに、サービスを必要とする方が円滑に利用できるよう、関連する事業者や利用希望者等に制度内容や利用方法について周知を進めていきます。

4. 自立訓練（生活訓練）

～サービス内容～
自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、食事や入浴、
排せつ、家事等の生活能力の向上のため必要な訓練を行います。

＜サービス実績量＞ ※ 各年度3月の実績

項目	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
月間利用人数	35人	38人	37人
月間総利用日数	486日	525日	543日

＜サービス見込量＞

項目	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
月間利用人数	39人	40人	41人
月間総利用日数	585日	600日	615日

見込量の考え方

令和4（2022）年度末の実績では、1人あたりの月間平均利用日数は14日でした。
精神科病院等からの地域移行による利用ニーズも含め、近年の実績と現在の状況
から、毎年1人の利用者と利用時間増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和5（2023）年8月現在、サービス提供事業所は市内に5か所あり、令和2（2020）
年9月時点と比較すると2か所増加しています。本サービスは、就労や日中活動系
サービスの継続的な利用の前段階としての、生活習慣の確立・定着に向けた役割が
あります。長期入院患者が地域で生活するために必要な訓練を実施するなど、地域
移行を推進する上で重要となることから、引き続き事業者の確保に努めていきます。

5. 就労移行支援

～サービス内容～
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

＜サービス実績量＞ ※ 各年度3月の実績

項目	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
月間利用人数	57人	44人	46人
月間総利用日数	1,044日	710日	767日

＜サービス見込量＞

項目	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
月間利用人数	52人	55人	58人
月間総利用日数	830日	880日	930日

見込量の考え方

令和4(2022)年度末の実績では、1人あたりの月間平均利用日数は14.9日でした。
令和2(2020)年度から利用者は減少していますが、新型コロナウイルス感染症の影響や利用者のニーズを考慮し、毎年3人の利用者の増加と利用日数増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和5(2023)年8月現在、サービス提供事業所は市内に12か所あり、令和2(2020)年9月時点と比較すると2か所増加しています。全国的に事業所が増加傾向にあることから、市内だけではなく市外の事業所の利用者も多く見られます。一般就労へ移行することだけではなく、雇用とのマッチングや就労後の定着についての支援も重要となるため、質の確保にも努めていきます。

6. 就労継続支援A型（雇用型）

～サービス内容～
一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

＜サービス実績量＞ ※ 各年度3月の実績

項目	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
月間利用人数	18人	14人	15人
月間総利用日数	355日	301日	299日

＜サービス見込量＞

項目	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
月間利用人数	17人	18人	19人
月間総利用日数	340日	360日	380日

見込量の考え方

令和4(2022)年度末の実績では、1人あたりの月間平均利用日数は19.5日でした。
近年の実績や現在の状況、利用者のニーズから、毎年3人の利用者の増加と利用日数増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和5(2023)年8月現在、サービス提供事業所は市内に2か所あり、令和2(2020)年9月時点から増減はなく、市外の事業所の利用者も多く見られます。利用者のニーズにあった選択ができるよう、市外も含めた事業所の情報収集・情報提供に努めます。

7. 就労継続支援B型（非雇用型）

～サービス内容～
一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結ばない就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

＜サービス実績量＞ ※ 各年度3月の実績

項目	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
月間利用人数	436人	420人	442人
月間総利用日数	7,545日	6,898日	7,360日

＜サービス見込量＞

項目	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
月間利用人数	455人	460人	465人
月間総利用日数	7,590日	7,680日	7,760日

見込量の考え方

令和4(2022)年度末の実績では、1人あたりの月間平均利用日数は15.6日でした。
近年の実績と現在の状況から、毎年5人の利用者の増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和5(2023)年8月現在、サービス提供事業所は市内に25か所あり、令和2(2020)年9月時点と比較すると1か所減少しています。活動内容や利用のペース、送迎の確保など、利用者のニーズとのマッチングが重要となるため、生きがいや社会参加の場としても多様な働き方のできる事業所の確保に努めていきます。

また、福祉的就労の受注拡大や工賃の向上を図るため、「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、物品等の調達の推進を図ります。

8. 就労定着支援

～サービス内容～
一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対して、就労の継続を図るために就労先・自宅等への訪問や必要な連絡調整・助言などを行います。

<サービス実績量> ※ 各年度3月の実績

項目	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
月間利用人数	26人	24人	34人

<サービス見込量>

項目	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
月間利用人数	40人	43人	46人

見込量の考え方

令和4(2022)年度末の月間利用実績は28.2人でした。今後の一般就労移行者の増加とその利用により、毎年3人の利用者の増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和5(2023)年8月現在、サービス提供事業所は市内に11か所あり、令和2(2020)年9月時点と比較すると4か所増加しています。

国の基本的な指針における成果目標として、就労定着支援事業の利用者数の増加と就労定着率70%以上の就労定着支援事業所の確保が示されています。就労と生活の両面を見据えた支援により、就労の継続を図るため、サービスの利用の促進を図ります。

9. 療養介護

～サービス内容～

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

＜サービス実績量＞ ※ 各年度3月の実績

項目	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
月間利用人数	19人	18人	18人

＜サービス見込量＞

項目	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
月間利用人数	18人	18人	18人

見込量の考え方

近年の実績と現在の状況から、利用状況はほぼ横ばいと見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和5(2023)年8月現在、サービス提供事業所(医療機関)は市内にはありません。市内での設置の見込みはありませんが、利用者の動向を見ながら対応していきます。

10. 短期入所（福祉型）

～サービス内容～

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

＜サービス実績量＞ ※ 各年度3月の実績

項目	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
月間利用人数	56人	51人	62人
月間総利用日数	304日	288日	383日

＜サービス見込量＞

項目	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
月間利用人数	68人 (重度15人)	71人 (重度16人)	74人 (重度17人)
月間総利用日数	405日	425日	445日

見込量の考え方

令和4(2022)年度末の実績では、1人あたりの月間平均利用日数は5.9日でした。新型コロナウイルス感染症の影響で施設の受入れができなかったことや利用者のニーズを考慮し、毎年3人の利用者の増加と利用日数増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和5(2023)年8月現在、サービス提供事業所は市内に4か所あり、令和2(2020)年9月時点から2か所増加しています。介護する家族を支援するためのレスパイト利用のほか、介護者の入院や施設入所待機のための利用などニーズは増えていますが、緊急時の利用確保や、予約が取りにくいといった課題があります。また、アンケートでも、新規や増加の利用希望が特に多いため、引き続き拡充に努めていきます。

なお、精神障害者に対しては、平成18(2006)年度より市内のグループホームを利用した都型短期入所事業（法外）を実施しています。

11. 短期入所（医療型）

～サービス内容～
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め病院・診療所等において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

＜サービス実績量＞ ※ 各年度3月の実績

項目	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
月間利用人数	21人	23人	21人
月間総利用日数	137日	117日	141日

＜サービス見込量＞

項目	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
月間利用人数	22人 (重度22人)	22人 (重度22人)	22人 (重度22人)
月間総利用日数	150日	150日	150日

見込量の考え方

令和4(2022)年度末の実績では、1人あたりの月間平均利用日数は6.2日でした。
近年の実績と現在の状況から、利用状況はほぼ横ばいを見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和5(2023)年8月現在、サービス提供事業所(医療機関)は市内ではなく、近隣市の療育病院や療育センター等が利用されていますが、当日の体調によるため事前予約が難しい、希望通りの利用ができないといった声もあります。今後も市内での設置の見込みはありませんが、利用者の動向を見ながら対応していきます。

第3節 居住系サービス

1. 自立生活援助

～サービス内容～

障害者支援施設等の退所者、精神科病院等を退院した者、グループホームの退居者等に対し、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

<サービス実績量> ※ 各年度3月の実績

項目	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
月間利用人数	7人	4人	3人

<サービス見込量>

項目	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
月間利用人数	7人	7人	7人

見込量の考え方

近年の実績は、減少傾向ですが、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、令和2(2020)年度の実績をもとに、ほぼ横ばいで推移すると見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和5(2023)年8月現在サービス提供事業所は市内に2か所あり、令和2(2020)年9月時点から増減はありません。定期的な訪問を通じて、家事全般や金銭管理、体調管理、近隣との関係などに課題はないか確認し、必要な支援や連絡調整を行うことによって、地域での生活への移行や継続を支援するサービスです。平成30(2018)年に開始した比較的新しいサービスであるため、引き続き制度の内容や利用方法について周知を進めていきます。

2. 共同生活援助（グループホーム）

～サービス内容～

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。

<サービス実績量> ※ 各年度3月の実績

項目	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
月間利用人数	216人	245人	254人
市内事業所数	38 か所	39 か所	42 か所

<サービス見込量>

項目	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
月間利用人数	260人 (重度65人)	265人 (重度66人)	270人 (重度67人)
市内事業所数	44 か所	45 か所	46 か所
重度障害者対応の 新規事業所数	—	—	1 か所

見込量の考え方

利用者、グループホームの設置数ともに毎年増加傾向にあります。今後の需要や設置予定を見込むとともに、入所施設や精神科病院からの地域移行による利用者も勘案し、毎年5人の利用者の増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和5(2023)年8月現在、サービス提供事業所は市内に42か所あり、令和2(2020)年9月時点と比較すると4か所増加しており、市外のグループホームの利用者も多くいます。アンケートでも3年以内の利用を含め40%弱が将来的な利用を希望しています。地域生活への移行や継続を推進するためにも、新規開設を希望する事業者にも、重度障害の方への対応についても働きかけながら、整備を進めていきます。

3. 施設入所支援

～サービス内容～
施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

＜サービス実績量＞ ※ 各年度3月の実績

項目	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
月間利用人数	120人	117人	117人
市内事業所数	1か所	1か所	1か所

＜サービス見込量＞

項目	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
月間利用人数	117人	117人	117人
市内事業所数	2か所	2か所	2か所

見込量の考え方

近年の実績と施設入所に対するニーズ、地域移行、グループホーム新設等を勘案し、利用者数は横ばいとして算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和5(2023)年8月現在、入所施設は市内に2か所あり、令和2(2020)年9月時点から1か所増加しています。市外の施設利用者も多い状況です。国の基本的な指針における成果目標の1項目として「施設入所者の削減」が掲げられており、地域移行を推進していく必要がある一方で、入所待機者や今後入所を必要とする方も一定数いる状況です。入所者の意思の確認や状況把握を行い、入所を必要とする方の待機状態の解消に努めていきます。

第4節 相談支援

1. 計画相談支援

～サービス内容～

障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。

また、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、必要に応じてサービス事業者等との連絡調整、計画の見直し、変更等を行います。

＜サービス実績量＞

項目	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
月間平均利用人数	313人	319人	321人

＜サービス見込量＞

項目	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
月間平均利用人数	330人	335人	340人

見込量の考え方

近年の実績や現在の状況、利用者のニーズから、毎年5人の利用者の増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和5(2023)年8月現在、サービス提供事業所は市内に15か所あり、令和2(2020)年9月時点と比較すると4か所増加しています。一方で、障害福祉サービス等の利用者の増加により、新規利用者への対応が困難な状況が続いております。引き続き、障害福祉サービス等の事業所の新規開設を希望する事業者に対し、計画相談支援も併せて立ち上げるよう働きかけを行い、担い手の確保を図るとともに、相談支援事業所連絡会等を通じて計画作成の質の向上や課題の共有等に努めていきます。

2. 地域移行支援

～サービス内容～
障害者支援施設や精神科病院等に入所、入院している者に対し、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

＜サービス実績量＞

項目	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
月間平均利用人数	1.9人	2.6人	1.5人

＜サービス見込量＞

項目	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
月間平均利用人数	2人	2人	2人

見込量の考え方

近年の実績と現在の状況をもとに、入所施設や精神科病院からの地域移行を勘案し、月平均の利用状況は、ほぼ横ばいと見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和5(2023)年8月現在、サービス提供事業所は市内に5か所あり、令和2(2020)年9月時点と比較すると1か所増加しています。地域移行の促進とサービスの利用につなげるため、自立支援協議会を中心に、施設や病院、地域の関係機関による連携、支援体制やしくみの構築について検討していきます。

3. 地域定着支援

～サービス内容～

居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。

<サービス実績量>

項目	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
月間平均利用人数	0人	0人	0.1人

<サービス見込量>

項目	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
月間平均利用人数	1人	1人	1人

見込量の考え方

近年の実績と現在の状況をもとに、入所施設や精神科病院からの地域移行を勘案し、月平均の利用状況は、ほぼ横ばいと見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和5(2023)年8月現在、サービス提供事業所は市内に5か所あり、令和2(2020)年9月時点と比較すると1か所増加しています。主に施設や病院から地域移行した方が地域生活を継続できるよう、個々の状況や必要な支援に応じて自立生活援助との使い分けなどサービス利用について周知を進めていきます。

第5節 地域生活支援事業

1. 理解促進研修・啓発事業

障害者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行うとともに、障害者の社会参加の場を提供しています。

対象実施事業 障害者差別解消等啓発事業、障害者週間運営事業、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム事業

2. 自発的活動支援事業

障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援するもので、在宅の障害者やその家族の生活を支援するために、ピアカウンセラーによる相談をはじめとし、各種相談や情報提供を総合的にを行っています。

対象実施事業 障害者生活支援事業

3. 相談支援事業

① 基幹相談支援センター等機能強化事業

専門的な職員を配置することにより、専門的な相談支援等を要する困難ケースへの対応など、相談支援機能の強化を図ることを目的とするもので、2か所の事業所で実施しています。

対象実施事業 障害者相談支援事業、地域活動支援センター事業

② 住宅入居等支援事業

立川市社会福祉協議会により、権利擁護事業を活用して賃貸住宅等への入居を支援しています。

対象実施事業 たちかわ入居支援福祉制度

4. 成年後見制度利用支援事業

補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方に、制度の利用に要する費用を補助することにより、権利擁護を図ります。

対象実施事業 成年後見制度事業

<サービス実績量>

項目	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
成年後見制度事業年間利用者数	8人	16人	10人

<サービス見込量>

項目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
成年後見制度事業年間利用者数	12人	13人	14人

見込量の考え方

近年の実績と継続利用・新規利用状況から、毎年1人の利用者の増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

障害児のアンケートでは、制度の内容も含めて知っている保護者が40%強に対し、将来必要になったら利用させたいと考える保護者が60%弱でした。今後も地域あんしんセンターたちかわ等と連携し、関係機関や支援者を通じて制度の周知や情報提供等を行い、利用を促進します。

5. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、権利擁護を図ることを目的とした事業です。

本市においては未実施のため、地域において制度利用を推進・支援する地域連携ネットワークの整備・運営を行う中核機関と連携して検討を進めていきます。

6. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、知的、発達等の障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳や要約筆記等を行う者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

対象実施事業 手話通訳者設置事業、意思疎通支援事業（手話通訳・要約筆記）

＜サービス実績量＞ ※月間平均人数

項目	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
手話通訳者設置事業人数	1人	1人	1人
手話通訳者派遣利用人数	19人	20人	23人
手話通訳者延べ派遣人数	45人	45人	48人
要約筆記者派遣利用人数	1人	2人	2人
要約筆記者延べ派遣人数	4人	4人	5人

＜サービス見込量＞ ※月間平均人数

項目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
手話通訳者設置事業人数	1人	1人	1人
手話通訳者派遣利用人数	24人	24人	24人
手話通訳者延べ派遣人数	50人	50人	50人
要約筆記者派遣利用人数	2人	2人	2人
要約筆記者延べ派遣人数	5人	5人	5人

見込量の考え方

近年の実績から、手話通訳及び要約筆記の実利用人数、延べ派遣人数共に大きな変化はなく、横ばいとして算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

引き続き手話通訳者の窓口配置や養成講座の実施による登録者の確保を行うとともに、手話通訳者・要約筆記者の派遣業務委託を併用して円滑な対応を図ります。

7. 日常生活用具給付等事業

障害がある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

対象実施事業 日常生活用具給付等事業

サービス実績量 ※年間給付件数

項目	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
介護・訓練支援用具	24件	21件	23件
自立生活支援用具	31件	48件	38件
在宅療養等支援用具	33件	40件	26件
情報・意思疎通支援用具	22件	32件	22件
排せつ管理支援用具	3,493件	3,274件	3,390件
住宅改修費	4件	5件	6件

サービス見込量 ※年間給付件数

項目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護・訓練支援用具	25件	25件	25件
自立生活支援用具	40件	40件	40件
在宅療養等支援用具	30件	30件	30件
情報・意思疎通支援用具	30件	30件	30件
排せつ管理支援用具	3,400件	3,400件	3,400件
住宅改修費	6件	6件	6件

見込量の考え方

近年の実績と現在の状況から、給付件数は横ばいとして算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

申請に基づき、要綱で定められた日常生活用具を給付、貸与するとともに、要望等を踏まえ、必要な見直しについて検討していきます。

8. 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通支援事業を担う人材を養成するため、手話通訳者養成講座を実施します。

対象実施事業 手話通訳者養成事業

＜サービス実績量＞

項目	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
手話通訳者登録者数	25人	25人	20人

＜サービス見込量＞

項目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
手話通訳者登録者数	21人	22人	23人

見込量の考え方

近年の実績と現在の状況から、毎年1人の増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

市が行っている手話通訳者養成講座を修了した方及び同等程度の手話能力を有している方を対象に登録通訳者試験を実施し、今後も登録者の確保に努めていきます。

9. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。

対象実施事業 移動支援事業

＜サービス実績量＞

項目	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
月間平均利用人数	162人	187人	194人
月間平均総利用時間	1,843時間	2,051時間	2,066時間

＜サービス見込量＞

項目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
月間平均利用人数	240人	250人	260人
月間平均総利用時間	2,700時間	2,800時間	2,900時間

見込量の考え方

近年の実績や現在の状況、利用条件の緩和による利用拡大等を考慮し、毎年10人の利用者の増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和5（2023）年8月現在、サービス提供事業所は市内に26か所あります。市外の事業所を利用する方もいます。通学時の利用を求める声やヘルパー不足で希望通りの利用ができないといった声がアンケートから多く見られます。ニーズに合った利用ができるよう、制度の見直しを行うとともに、ヘルパーの確保に努めていきます。

10. 地域活動支援センター

立川市にはI型のセンターが2か所あります。障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。

対象実施事業 地域活動支援センター事業

＜サービス実績量＞

項目	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
月間平均利用人数	57人	61人	62人
市内事業所数	2か所	2か所	2か所

＜サービス見込量＞

項目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
月間平均利用人数	66人	68人	70人
市内事業所数	2か所	2か所	2か所

見込量の考え方

近年の実績と現在の状況から、毎年2人の利用者増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

平成30(2018)年度よりサービス提供体制の再編及び機能強化を図り、全ての障害に対応可能な地域活動支援センターを2か所設置しサービスを実施しています。

11. 訪問入浴サービス事業

自宅での入浴が困難な障害者に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

対象実施事業 重度身体障害者巡回入浴サービス事業

<サービス実績量>

項目	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
月間平均利用人数	17人	17人	18人
月間平均利用日数	64日	69日	71日

<サービス見込量>

項目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
月間平均利用人数	18人	18人	18人
月間平均利用日数	70日	70日	70日

見込量の考え方

近年の実績と現在の状況から、利用人数・利用日数ともに大きな変化はないものと見込み横ばいとして算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

利用者負担は、市民税所得割額が246,000円以下の方は無料、それを超える方は1回あたり500円となっており、引き続き必要とする利用者へサービスを提供していきます。

12. 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業で、介護人が一時的に保護します。

対象実施事業 在宅心身障害者（児）等緊急一時保護事業

＜サービス実績量＞

項目	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
月間平均利用人数(介護人家庭)	1人	1人	2人
月間平均利用人数(施設利用)	10人	10人	4人

＜サービス見込量＞

項目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
月間平均利用人数(介護人家庭)	1人	1人	1人
月間平均利用人数(施設利用)	10人	10人	10人

見込量の考え方

近年の実績及び利用状況から、介護人家庭・施設利用共に利用は横ばいとして算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

利用形態は、介護人の家庭において保護する介護人家庭利用と、総合福祉センター内において、主に生活介護の利用時間外で保護する施設利用があり、引き続き必要とする利用者へサービスを提供していきます。

13. 地域移行のための安心生活支援

障害者やその家族の高齢化・重度化に対応するため、令和2（2020）年7月より、地域生活支援拠点等事業を開始しました。市内4か所の事業所で相談や支援を行うとともに、介護者が病気等で不在の場合に対応するため、市内1か所の事業所で緊急一時保護事業を実施しています。※第4章「成果目標」（P.23～24参照）

対象実施事業 地域生活支援拠点等事業

14. レクリエーション活動等支援

障害者等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためのレクリエーション活動等を実施し、社会参加を促進します。

対象実施事業 障害者スポーツ大会、ふれあいの広場

15. 点字・声の広報等発行

文字による情報入手が困難な視覚障害の方に対し、地域生活を営む上で必要な情報を提供することにより、社会参加を促進します。

対象実施事業 声の広報

<サービス実績量>

項目	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
提供件数(発行1回あたり)	20件	22件	24件

<サービス見込量>

項目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
提供件数(発行1回あたり)	26件	26件	26件

見込量の考え方

近年の実績及び傾向から1回あたり26件の利用で推移すると見込みました。

サービスの提供と確保のための方策

広報たちかわの内容を録音し、身体障害者手帳所持(視覚障害4級以上)の希望される方へ無料で郵送します。

令和2(2020)年7月より、市のホームページに声の広報(広報たちかわ音声版)の掲載を始めました。

16. 自動車運転免許取得・改造助成

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

対象実施事業 心身障害者自動車運転免許取得費補助事業、重度身体障害者

自動車改造費補助

＜サービス実績量＞

項目	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
自動車運転免許取得年間助成件数	3件	4件	7件
自動車改造年間助成件数	5件	1件	1件

＜サービス見込量＞

項目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
自動車運転免許取得年間助成件数	5件	5件	5件
自動車改造年間助成件数	3件	3件	3件

見込量の考え方

近年の実績を基に、おおよその平均値を年間件数として算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

引き続き必要な経費について、基準に基づき助成します。

17. 更生訓練費給付

就労移行支援事業又は自立訓練事業の利用者及び障害者総合支援法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設入所者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

対象実施事業 更生訓練費の支給

＜サービス実績量＞

項目	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
月間平均利用人数	10人	5人	7人

＜サービス見込量＞

項目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
月間平均利用人数	7人	7人	7人

見込量の考え方

近年の実績と現在の利用状況から、利用人数は横ばいとして算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

障害者自立支援法（現行法では障害者総合支援法）の施行前は更生訓練費の給付は必須でしたが、法施行後は各自治体の判断で給付を行っています。

第6章 障害児通所支援等の見込量

第1節 障害児通所支援

1. 児童発達支援

～サービス内容～

未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

<サービス実績量> ※ 各年度3月の実績

項目	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
月間利用人数	214人	233人	253人
月間総利用日数	1,652日	1,673日	1,772日
市内事業所数	9か所	9か所	10か所

<サービス見込量>

項目	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
月間利用人数	270人	280人	290人
月間総利用日数	1,890日	1,960日	2,030日
市内事業所数	12か所	13か所	14か所

見込量の考え方

利用者、事業所ともに毎年増加傾向にあります。今後も一定量の増加は続くものと考え、毎年10人の利用者と利用日数増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和5(2023)年8月現在、サービス提供事業所は市内に11か所あり、令和2(2020)年9月時点と比較すると3か所増加しており、近隣市の事業所の利用者もいます。利用者のニーズとのマッチングや送迎の有無などから空きがなく利用できないといった声もあるため、適正な運営やサービス内容の質に留意しながら確保に努めます。

2. 放課後等デイサービス

～サービス内容～

就学^{しゅうがく}中の^{ちゅう}障害児^{しょうがいじ}に対し、放課後^{ほうかご}や夏休み^{なつやす}等の長期^{ちようき}休暇^{きゅうか}中において、生活^{せいかつ}能力^{のうりよく}向上^{こうじやう}のための訓練^{くんれん}等を継続^{けいぞく}的に提供^{ていきやう}するとともに、放課後等^{ほうかご}の居場所^{いばしょ}づくりを促進^{そくしん}します。

<サービス実績量> ※ 各年度3月の実績

項目	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
月間利用人数	379人	439人	511人
月間総利用日数	4,282日	4,330日	5,310日
市内事業所数	17か所	19か所	21か所

<サービス見込量>

項目	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
月間利用人数	560人	580人	600人
月間総利用日数	5,600日	5,800日	6,000日
市内事業所数	25か所	27か所	29か所

見込量の考え方

利用者、事業所ともに毎年増加傾向にあります。今後も一定量の増加は続くものと考え、毎年20人の利用者と利用日数増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和5(2023)年8月現在、サービス提供事業所は市内に23か所あり、令和2(2020)年9月時点と比較すると7か所増加しており、市外の事業所の利用者もいます。

児童発達支援と同様に、利用者のニーズとのマッチングなどから空きがなく利用できないといった声があり、医療的ケア児、重症心身障害児や肢体不自由児の受入れ可能な事業所がないことも課題となっています。また、アンケートでも、未就学児の50%以上の方が今後の利用を希望しています。適正な運営やサービスの質に留意しながら、地域のニーズについて開設希望事業者へ働きかけ、事業所の確保に努めます。

3. 保育所等訪問支援

～サービス内容～

保育所等を利用する障害児に対し、訪問により保育所等における集団生活の
適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

<サービス実績量> ※ 各年度3月の実績

こ う も く 項 目	れ い わ 令和2 (2020) 年度	ね ん ど 令和3 (2021) 年度	れ い わ 令和4 (2022) 年度
げっかんりようにんずう 月間利用人数	6人	15人	23人
げっかんそうりようにつすう 月間総利用日数	35日	36日	47日

<サービス見込量>

こ う も く 項 目	れ い わ 令和6 (2024) 年度	れ い わ 令和7 (2025) 年度	れ い わ 令和8 (2026) 年度
げっかんりようにんずう 月間利用人数	30人	40人	50人
げっかんそうりようにつすう 月間総利用日数	80日	100日	120日

見込量の考え方

令和7(2025)年度に設置する児童発達支援センターにおいて、事業を開始すること
や近年の実績、利用者のニーズから、毎年10人の利用者と利用日数増加を見込んで
算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和5(2023)年8月現在、サービス提供事業所は市内に1か所あります。令和7
(2025)年度に設置する児童発達支援センターにおいて、事業を実施する予定です。

4. 居宅訪問型児童発達支援

～サービス内容～

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

＜サービス実績量＞ ※ 各年度3月の実績

項目	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
月間利用人数	0人	2人	0人
月間総利用日数	0日	6日	0日

＜サービス見込量＞

項目	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
月間利用人数	2人	3人	4人
月間総利用日数	6日	9日	12日

見込量の考え方

令和4（2022）年度末時点での利用実績はありませんでした。近年の実績と現在の状況から、利用者数は1人とし、1人あたりの月間平均利用日数を5日として算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和5（2023）年8月現在、サービス提供事業所は市内に1か所あります。今後もしない設置の見込みはありませんが、利用者の動向を見ながら対応していきます。

第2節 障害児相談支援等

1. 障害児相談支援

～サービス内容～

障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。

また、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、必要に応じてサービス事業者等との連絡調整、計画の見直し、変更等を行います。

<サービス実績量>

項目	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
月間平均利用人数	149人	180人	200人

<サービス見込量>

項目	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
月間平均利用人数	240人	260人	280人

見込量の考え方

利用者、事業所ともに毎年増加傾向にあります。今後も一定量の増加は続くものと考え、毎年20人の利用者と利用日数増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和5（2023）年8月現在、サービス提供事業所は市内に9か所あり、令和2（2020）年9月時点と比較すると3か所増加しています。一方で、障害児通所支援等の利用者は大幅に増加しており、相談員の不足から新規利用者への対応が困難な場合があります。引き続き各種サービスを立ち上げる事業者に対し、障害児相談支援も併せて立ち上げるよう働きかけを行い、担い手の確保を図るとともに、相談支援事業所連絡会等を通じて計画作成の質の向上や課題の共有等に努めていきます。

2. 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

～サービス内容～

人工呼吸器を装着しているなど、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や、重症心身障害児等（医療的ケア児）が地域で安心して暮らすことを支えるため、医療的ケア児に対する支援を総合的に調整する職員を配置するものです。

＜サービス実績量＞ ※ 各年度3月の実績

項目	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
配置数	0人	0人	0人

＜サービス見込量＞

項目	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
配置数	0人	ふたり	ふたり

見込量の考え方

本市には「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」受講済みの相談支援専門員が市内の事業所に5人おり、そのうち1人が立川市医療的ケア児支援関係者会議の委員として参加していますが、自治体によるコーディネーターは未配置です。医療的ケア児が早期に途切れなく支援を受けるために、自治体によるコーディネーター配置は重要と考え、見込量を算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

立川市医療的ケア児支援関係者会議等の中で、コーディネーターの役割や職種、配置場所等の検討を行い、自治体によるコーディネーター配置を進めていきます。

3. パARENTプログラムの実施

～サービス内容～
子育てに難しさを感じる保護者を対象に、子どもの行動のしくみを知り、仲間と共有していくグループ・プログラムです。

＜サービス実績量＞

項目	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
受講者(保護者)数	—	8人	7人

※令和3(2021)年度からの追加項目

＜サービス見込量＞

項目	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
受講者(保護者)数	8人	8人	8人
プログラム実施者(支援者)数	1人	1人	1人

見込量の考え方

今後、毎年事業を実施していくことを見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

平成31(2019)年度から新たに開始した事業で、今後もおおむね2歳から10歳の子どもを保護者として対象として実施していく予定です。

4. ペアレントメンターの活動

～サービス内容～

発達障害等のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する研修を受けた方が、同じような子どもを持つ親に対して、専門家とは違う視点で共感的な支援を行いながら、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりします。

<サービス実績量>

項目	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
活動件数	—	16件	17件
ペアレントメンター1人の人数	—	4人	4人

※令和3(2021)年度からの追加項目

<サービス見込量>

項目	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
活動件数	17件	17件	20件
ペアレントメンター1人の人数	4人	4人	6人

見込量の考え方

現在、市内在住の東京都ペアレントメンターが4人います。東京都主催の「ペアレントメンター養成講習会」は令和4(2022)年度で終了したため、今後、市独自の「発達ピアサポーター養成講習会」の実施を予定することで、年間2人程度の増加を見込みました。

サービスの提供と確保のための方策

発達障害・知的障害・身体障害・肢体不自由等障害のある子どもの保護者を対象に、今後、市独自で「発達ピアサポーター養成講習会」の実施を計画することで、メンター登録者数を増やし、保護者同士が安心して交流できる「おしゃべり会」等の活動を継続していきます。

第3節 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

障害児の子ども・子育て支援等については、「第4次 夢育て・たちかわ子ども21プラン（令和2（2020）年～令和6（2024）年度）」の中で、幼稚園・保育園等における一人ひとりに配慮した保育や学びの提供として、「幼稚園や保育園等において、保育士等の加配などにより、障害のある乳幼児の受入れに取り組み、一人ひとりに配慮した保育や学びを提供する。」「学童保育所においても、引き続き、障害のある児童の受入れに取り組むとともに、総合福祉センター学童保育所においては、一人ひとりの成長に合わせた自立への支援を行う。」としています。

また、「立川市第2次発達支援計画（令和2（2020）年～令和6（2024）年度）」では、「すべての子どもが地域で安心してすごしていけるように、あらゆる機関との連携とコーディネート力を強化し、途切れ・すき間のない子ども支援・発達支援を目指します。」とし、保育所では、「保護者が保育を必要としている障害児や発達支援が必要な乳幼児については、継続して保育園の入園を行う。受け入れについては、保育環境、人的配置、人材育成の体制等、各保育園の状況に応じて合理的配慮のもと行う。」「幼稚園への障害児や発達支援が必要な幼児の入園については、幼稚園が子どもの状態と保護者の意向を踏まえた上で、保護者の合意を得て判断する」とし、認可保育園全園で障害児を受け入れています。

そのほか、認可保育園や幼稚園、学童保育所を対象に、巡回保育相談等を実施し、障害児を受け入れている保育園等を支援しています。

1. 保育所

～サービス内容～

保護者の方が働いていたり、病気などのために日々保育が必要な児童
(0歳～就学前)を保護者に代わって保育します。

＜障害児の利用状況＞ ※各年度4月時点

こ う もく 項 目	れいわ ねんど 令和2 (2020) 年度	れいわ ねんど 令和3 (2021) 年度	れいわ ねんど 令和4 (2022) 年度
しょうがいじどうすう 障 害 児 童 数	98人	108人	88人
ほいくえんすう 保育園数	30 か所	32 か所	29 か所

＜利用見込量＞

こ う もく 項 目	れいわ ねんど 令和6 (2024) 年度	れいわ ねんど 令和7 (2025) 年度	れいわ ねんど 令和8 (2026) 年度
しょうがいじどうすう 障 害 児 童 数	101人	101人	101人

2. 認定こども園

～サービス内容～

就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に行うとともに、子育て支援
を行います。

＜障害児の利用状況＞ ※各年度5月1日時点

こ う もく 項 目	れいわ ねんど 令和2 (2020) 年度	れいわ ねんど 令和3 (2021) 年度	れいわ ねんど 令和4 (2022) 年度
しょうがいじどうすう 障 害 児 童 数	10人	11人	17人
えんすう 園数	2 か所	2 か所	2 か所

＜利用見込量＞

こ う もく 項 目	れいわ ねんど 令和6 (2024) 年度	れいわ ねんど 令和7 (2025) 年度	れいわ ねんど 令和8 (2026) 年度
しょうがいじどうすう 障 害 児 童 数	17人	17人	17人

3. 幼稚園

～サービス内容～

3歳から学齢前の幼児を対象に幼児教育を行う学校です。

＜障害児の利用状況＞ ※各年度5月1日時点

項目	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
障害児童数	18人	26人	22人
園数	4か所	6か所	5か所

※別途、認定類似施設1園あり＜利用見込量＞

項目	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
障害児童数	23人	23人	23人

4. 放課後児童健全育成事業（学童保育）

～サービス内容～

就労等により、昼間に保護者が家庭にいない小学生を対象に、放課後の適切な遊びや生活の場を提供します。

＜障害児の利用状況＞ ※各年度5月1日時点

項目	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
在籍可能障害児童数	131人	135人	139人
利用障害児童数	44人	48人	53人
学童保育所数	37か所	38か所	39か所

＜利用見込量＞

項目	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
利用障害児童数	50人	60人	70人

上記1～4における「障害児童数」は、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持のほか、児童相談所等の専門公的機関や医師により障害児と判定・診断された児童等を集計。

5. 巡回保育相談・5歳児相談

～サービス内容～

保育所や幼稚園等の施設に巡回相談を実施し、施設職員や保護者に対し障害が気になる段階から支援を行います。

＜サービス実績量＞

項目	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
巡回保育相談年間実施回数	86回	109回	113回
5歳児相談年間実施件数	114件	110件	97件

＜サービス見込量＞

項目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
巡回保育相談年間実施回数	110回	110回	110回
5歳児相談年間実施件数	105件	105件	105件

第7章 計画の進捗管理

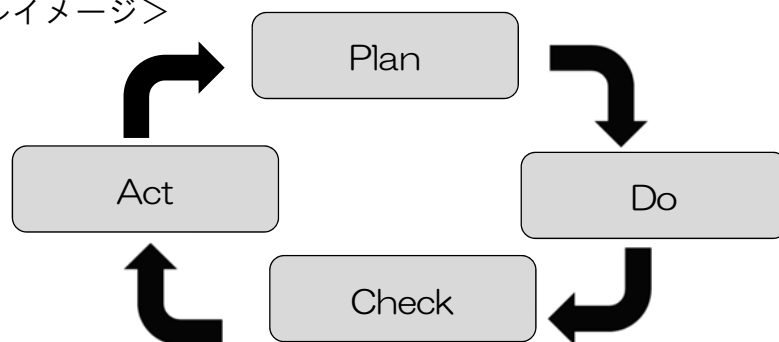
第1節 PDCAサイクルによる成果目標の評価と見直し

障害者総合支援法及び児童福祉法において、計画に定める事項について定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずることとされています。

また、国の基本的な指針においても、成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じること、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表することが望ましいことが示されています。

本市においても、「PDCAサイクル評価・改善管理シート」を活用し、成果目標及び活動指標について、少なくとも1年に1回その実績を把握・評価し、自立支援協議会及び障害者施策推進委員会より意見を聴取するとともに、その結果を公表します。

＜PDCAサイクルイメージ＞



計画 (Plan)	国の基本的な指針に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定や確保方策等を定める。
実行 (Do)	計画の内容を踏まえ、事業を実施する。
評価 (Check)	成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。
改善 (Act)	中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害福祉計画の見直し等を実施する。

れいわ ねんど ひょうか かいぜんかんり
令和 年度 PDCAサイクル評価・改善管理シート

れいわ ねんどぶん
(令和 年度分)

せいかもくひよう 成果目標						
けいかく 計画 ↓ じっし 実施	もくひようち 目標値	① ②				
		じっせき 実績				
		こうもく 項目	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度	
		①				
		②				
	おも 主な かつどう 活動 しひよう 指標	かつどうしひようとう いちらん ○活動指標等の一覧				
		かつどうしひよう 活動指標		れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
		①	みこみ 見込 じゅうぎ 実績			
		②	みこみ 見込 じゅうぎ 実績			
		③	みこみ 見込 じゅうぎ 実績			
ひょうか 評価						
しょうがいしゃ 障害者 しさくすいしん 施策推進 いいん かい いけん 委員会意見						
じりつしえん 自立支援 きょうぎかい いけん 協議会意見						
かいぜんさく 改善策						

だい せつ かく とう みこみりよう たい じっせき ほうこく 第2節 各サービス等の見込量に対する実績の報告

せい かもくひょう たつせい む しょうがいふくし しょうがいじつうしよし えん ちい きせいかつし えん じぎょう
成果目標の達成に向け、障害福祉サービスや障害児通所支援、地域生活支援事業
とう
等について、サービスや事業の見込量を活動指標として設定しています。その確保の
じょうきよう ねん ど じっせき しゅうけい かく とう りようじょうきよう すい
状況についても、年度ごとの実績を集計し、各サービス等の利用状況の推移を
けんしょう
検証するとともに、その結果を公表します。

だい き しょうがいふくしけいかく だい き しょうがいじふくしけいかく けいかくち たい じっせき 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の計画値に対する実績（イメージ） しょうがいふくし とう ＜障害福祉サービス等＞

ぶんるい 分類	サービス しゅべつ 種別	たんい 単位	けいかくち 計画値			じっせき 実績値			びこう 備考
			れいわ ねん ど 令和6年度	れいわ ねん ど 令和7年度	れいわ ねん ど 令和8年度	れいわ ねん ど 令和6年度	れいわ ねん ど 令和7年度	れいわ ねん ど 令和8年度	
ほうもんけい 訪問系サービス	きょたくかいご 居宅介護	にん 人	328	336	344				げっかんりよう にんずう 月間利用人数
		じかん 時間	4,100	4,200	4,300				げっかんりよう じかん 月間利用時間
	じゅうどほうもん 重度訪問 介護	にん 人	88	89	90				げっかんりよう にんずう 月間利用人数
		じかん 時間	23,560	23,820	24,100				げっかんりよう じかん 月間利用時間
	どうこうえんご 同行援護	にん 人	50	50	50				げっかんりよう にんずう 月間利用人数
		じかん 時間	1,350	1,350	1,350				げっかんりよう じかん 月間利用時間
	こうどうえんご 行動援護	にん 人	39	40	41				げっかんりよう にんずう 月間利用人数
		じかん 時間	990	1,020	1,050				げっかんりよう じかん 月間利用時間
	じゅうどしょうがいしゃ 重度障害者 等包括支援	にん 人	0	0	0				げっかんりよう にんずう 月間利用人数
		じかん 時間	0	0	0				げっかんりよう じかん 月間利用時間

しょうがいじつうしよし えん とう ＜障害児通所支援等＞

サービス種別	たんい 単位	けいかくち 計画値			じっせき 実績値			びこう 備考
		れいわ ねん ど 令和6年度	れいわ ねん ど 令和7年度	れいわ ねん ど 令和8年度	れいわ ねん ど 令和6年度	れいわ ねん ど 令和7年度	れいわ ねん ど 令和8年度	
じどうはつたつしえん 児童発達支援	にん 人	270	280	290				げっかんりよう にんずう 月間利用人数
	にち 日	1,890	1,960	2,030				げっかんりよう にっすう 月間利用日数
ほうかごとう 放課後等 デイサービス	にん 人	560	580	600				げっかんりよう にんずう 月間利用人数
	にち 日	5,600	5,800	6,000				げっかんりよう にっすう 月間利用日数
ほいくしょうとう 保育所等 訪問支援	にん 人	30	40	50				げっかんりよう にんずう 月間利用人数
	にち 日	80	100	120				げっかんりよう にっすう 月間利用日数
きょたくほうもんがた 居宅訪問型 じどうはつたつしえん 児童発達支援	にん 人	2	3	4				げっかんりよう にんずう 月間利用人数
	にち 日	6	9	12				げっかんりよう にっすう 月間利用日数

し り ょ う へ ん
資 料 編

しりょうへん
資料編

1 「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」策定の経過

開 催 日	内 容
令和5(2023)年4月24日 第1回自立支援協議会	・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について ①策定スケジュールについて ②国の基本指針の見直し（案）について ③アンケート調査（案）について
令和5(2023)年4月28日 第1回障害者施策推進委員会	・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について ①策定スケジュールについて ②国の基本指針の見直し（案）について ③アンケート調査（案）について
令和5(2023)年 7月1日～7月31日 市民アンケート調査	市内在住の障害福祉(障害児通所支援)サービスを利用する障害者、障害児等を対象に、それぞれアンケート調査を実施
令和5(2023)年 8月14日～8月25日 事業所アンケート調査	市内の指定特定相談支援事業所を対象にアンケート調査を実施
令和5(2023)年8月23日 第2回障害者施策推進委員会	・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗管理について ①PDCAサイクル評価・改善管理シートについて ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について ①策定スケジュールについて ②アンケート調査の結果について（速報版） ③骨子等（案）について
令和5(2023)年9月7日 第1回障害福祉計画・障害児福祉計画策定連絡会	・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について ①障害福祉計画等の概要について ②策定スケジュールについて ③国の基本指針の見直しについて ④アンケート調査の結果について（速報版） ⑤骨子等（案）について
令和5(2023)年10月2日 第2回自立支援協議会	・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗管理について ①PDCAサイクル評価・改善管理シートについて ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について ①策定スケジュールについて ②アンケート調査の結果（案）について ③骨子等（案）について

1 「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」策定の経過

令和5(2023)年10月23日 第3回障害者施策推進委員会	・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗管理について ①PDCAサイクル評価・改善管理シートについて ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について ①アンケート調査の結果（案）について ②素案（案）について
令和5(2023)年10月27日 第2回障害福祉計画・障害児福祉計画策定連絡会	・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について ①アンケート調査の結果（案）について ②素案（案）について
令和5(2023)年11月24日 第3回自立支援協議会	・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗管理について ①PDCAサイクル評価・改善管理シートについて ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について ①アンケート調査の結果について ②素案（案）について
令和5(2024)年12月14日～ 令和6(2025)年1月9日 パブリックコメント	・1人の方から合計7件のご意見をいただきました。
令和6(2024)年1月26日 第4回障害者施策推進委員会	・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗管理について ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について
令和6(2024)年1月29日 第3回障害福祉計画・障害児福祉計画策定連絡会	・パブリックコメントの実施状況と結果について ・素案からの主な変更内容について ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画原案について
令和6(2024)年2月26日 第4回自立支援協議会	・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗管理について ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について

2 令和5（2023）年度立川市自立支援協議会

（1）立川市自立支援協議会委員名簿

（令和5（2023）年10月現在）

区 分	氏 名	所 属 等
がくしきけいけんしゃ 学識経験者	よしかわ かおり 吉川 かおり	めいせいだいがくきょうじゅ 明星大学教授
べんごし 弁護士	はせがわ けいすけ 長谷川 敬祐	にしとうきょう ほうりつじむしょ 西東京きらり法律事務所
たちかわしそудんしえんじぎょうじゅたくじぎょうじょ 立川市相談支援事業受託事業所	すさき あつし 須崎 篤	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 たちかわししゃかいふくしきょうぎかい 立川市社会福祉協議会
たちかわしそудんしえんじぎょうじゅたくじぎょうじょ 立川市相談支援事業受託事業所	すずき のりこ 鈴木 徳子	とくていひえいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 じりつせいかつ たちかわ 自立生活センター・立川
サービス事業者（計画相談）	みねぎし ひろえ 峰岸 宏恵	かぶしきがいしゃえん 株式会社円グループ ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター 連
サービス事業者（計画相談）	えんどう まさこ 遠藤 雅子	いっばんしやだんほうじん 一般社団法人イドコロ
サービス事業者（拠点）	いわもと としひこ 岩元 敏彦	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人すみれ会
サービス事業者（居宅）	むこうやま ときえ 向山 時恵	めぐみざいたく めぐみ在宅ケアサポートナース かぶしきがいしゃ 株式会社
サービス事業者（通所）	ほんま まさし 本間 仁	たちかわふくしきぎょうじょ 立川福祉作業所（たちふく）
サービス事業者（GH）	きむら けんすけ 木村 憲介	とくていひえいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人やどかり いろりん
サービス事業者（施設）	たかはし ひさお 高橋 久雄	しゃかいふくしほうじんしせいがくしゃたちかわ 社会福祉法人至誠学舎立川
サービス事業者（児童）	よこやま みずき 横山 瑞季	とくていひえいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人こらそん スマイルJr.
いりょうかんけいしゃ 医療関係者	いしくら なこ 石倉 菜子	いっばんしやだんほうじんたちかわしいしかい 一般社団法人立川市医師会
ほけん ふくしかんけいしゃ 保健・福祉関係者	はしもと まさみ 橋本 雅美	たまたちかわほけんじょ 多摩立川保健所
きょういく こよう たちかわししゅうろうしえんじぎょう 教育・雇用・立川市就労支援事業	なるしま くみこ 成島 公美子	たちかわこうきょうしよくぎょうあんていじょ 立川公共職業安定所
きょういく こよう たちかわししゅうろうしえんじぎょう 教育・雇用・立川市就労支援事業	えのもと みきこ 榎本 幹子	とうきょうとりつむさしだいがくえん 東京都立武蔵台学園
きょういく こよう たちかわししゅうろうしえんじぎょう 教育・雇用・立川市就労支援事業	かわさき たろう 川崎 太郎	とくていひえいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 じりつせいかつ たちかわ 自立生活センター・立川
しょうがいしゃぎやくたいぼうしかんけいしゃ 障害者虐待防止関係者	はちみね ゆきこ 鉢嶺 由紀子	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 たちかわししゃかいふくしきょうぎかい 立川市社会福祉協議会

民生委員・児童委員	荻野 美枝子	立川市民生委員児童委員協議会
商工業関係者	小林 仁志	株式会社いなげやウイング
家族会	横平 貫志	立川市肢体不自由児・者父母の会 たつのこ
家族会	水野 夏美	立川市手をつなぐ親の会
家族会	大谷 泰造	立川精神障害者家族会 立川麦の会
当事者（聴覚）	澤内 清志	立川市聴覚障害者協会
当事者（知的）	泉口 哲男	

【任期】令和5（2023）年4月～令和7（2025）年3月

（2）立川市自立支援協議会設置要綱

立川市自立支援協議会設置要綱

（設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、関係機関が地域における障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の強化及び課題の解決に向けた協議を行うため、立川市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議し、及び検討する。

- （1）障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会に関すること。
- （2）相談支援事業の評価及び育成に関すること。
- （3）相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。
- （4）困難事例への対応方針に関すること。
- （5）地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- （6）地域の障害福祉に関する社会資源の把握、開発及び改善に関すること。
- （7）障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進に関すること。
- （8）障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直し又はこの計画に関連して作成する計画に関すること。
- （9）障害者の虐待防止に関すること。
- （10）障害者及びその家族が地域社会において自立した生活をしていくための課題に関すること。
- （11）その他必要な事項に関すること。

（委員）

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 立川市障害者相談支援事業実施要綱（平成19年6月1日市長決定）第1条に規定する事業を受託している事業所に従事する者
- (2) 障害福祉サービス事業に従事する者
- (3) 保健及び福祉関係の業務に従事する者
- (4) 教育及び雇用関係機関の職員又は立川市障害者就労支援事業実施要綱（平成13年4月1日市長決定）第1条に規定する事業を受託している事業所に従事する者
- (5) 障害者関係団体に所属する者
- (6) 民生委員児童委員
- (7) 商工業関係者
- (8) 障害者虐待防止関係者
- (9) 学識経験者
- (10) 弁護士
- (11) 医療関係者
- (12) 警視庁立川警察署の職員
- (13) 障害者等又はその家族
- (14) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

（会長等）

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

（運営会議）

第6条 第2条各号に掲げる事項のうち重要な事項、協議会のあり方等について実務的な検討を行うため、協議会に運営会議を置く。

2 運営会議は、協議会の委員のうち会長が指名した者並びに第7条第4項に規定する部長及び副部長をもって組織する。

3 運営会議に運営会議会長を置き、会長を充てる。

4 運営会議会長に事故があるときは、運営会議に属する者のうちから運営会議会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

5 運営会議は、必要に応じて運営会議会長が招集する。

6 運営会議は、必要があると認めたときは、運営会議に属する者以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

7 前各項に規定するもののほか、運営会議の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って

定めるものとする。

（専門部会）

第7条 協議会の所管事項に関する内容のうち特定事項を検討するため、協議会に専門部会を置く。

2 専門部会の部会員は、第3条第2項各号に掲げる者から市長が委嘱する。

3 部会員の任期は、2年とし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は、妨げない。

4 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によって定める。

5 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 専門部会は、必要があると認めたときは、部会員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

8 前各項に規定するもののほか、専門部会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

（謝礼）

第8条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払い、又は記念品を贈呈するものとする。

（守秘義務）

第9条 委員及び部会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（庶務）

第10条 協議会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

（委任）

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

2 この要綱により初めて任命される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず平成21年3月31日までとする。

附 則（平成23年3月29日要綱第102号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日要綱第10号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日要綱第51号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月1日要綱第62号）

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日要綱第24号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

3 令和5（2023）年度立川市障害者施策推進委員会

（1）立川市障害者施策推進委員会委員名簿（令和5（2023）年10月現在）

区分	氏名	所属等
学識経験者	石渡 和実	東洋英和女学院大学名誉教授
関係機関	河野 はるみ	立川市民生委員児童委員協議会
	野津 公輝	立川市教育委員会
	岡部 俊一	社会福祉法人立川市社会福祉協議会
	西川 みゆき	立川社会福祉士会
	乙幡 京子	立川市法人立保育園園長会
関係団体	日下部 美佳	立川市肢体不自由児・者父母の会 たつのこ
	西城 実和子	立川市手をつなぐ親の会
	天利 久仁子	立川精神障害者家族会立川麦の会
	野本 矩通	立川市視覚障害者福祉協会
	澤内 清志	立川市聴覚障害者協会
	盛 健一	立川精神障害福祉サービス連絡会
	櫻井 未来	特定非営利活動法人 自立生活センター・立川
市民公募	加藤 みどり	

【任期】令和4（2022）年4月～令和6（2024）年3月

（2）立川市障害者施策推進委員会設置要綱

立川市障害者施策推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定による立川市障害者計画（以下「障害者計画」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定による立川市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）、及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定による立川市障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）の推進等に係る検討を行うため、立川市障害者施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- （1）障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進に関すること。
- （2）障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直し又はこれらの計画に関

連して作成する計画に関すること。

(3) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

(1) 市民 3人以内

(2) 学識経験を有する者 1人

(3) 関係機関の職員 5人以内

(4) 関係団体が推薦する者 7人以内

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝礼及び記念品)

第6条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払い、又は記念品を贈呈するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月5日要綱第50号）

この要綱は、平成23年8月5日から施行する。

附 則（平成25年3月29日要綱第199号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日要綱第41号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月17日要綱第28号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

4 立川市障害福祉計画・障害児福祉計画策定連絡会

立川市障害福祉計画・障害児福祉計画策定連絡会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定による立川市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定による立川市障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）を策定するため、立川市障害福祉計画・障害児福祉計画策定連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害児福祉計画の策定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、福祉保健部長を充て、副会長は、子ども家庭部長及び保健医療担当部長を充てる。

3 委員は、別表に定める者を充てる。

(職務)

第4条 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員は、会長の命を受けて連絡会の事務に従事する。

(会議)

第5条 連絡会は、必要に応じて会長が招集する。

(関係職員の出席等)

第6条 連絡会は、必要があると認めたときは、委員以外の職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 立川市障害福祉計画策定連絡会設置要綱（平成18年立川市要綱第27号）
- (2) 立川市障害者計画策定連絡会設置要綱（平成21年立川市要綱第111号）

附 則（平成27年4月1日要綱第97号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月8日要綱第92号）

- 1 この要綱は、平成29年8月8日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から平成30年3月31日までの間における改正後の立川市障害者計画等策定連絡会設置要綱第1条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）附則第10条」とする。

附 則（平成30年11月16日要綱第89号）

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和2年7月7日要綱第84号）

この要綱は、令和2年7月7日から施行する。

附 則（令和5年7月20日要綱第113号）

この要綱は、令和5年7月20日から施行する。

別表（第3条関係）

総合政策部企画政策課長、総合政策部行政経営課長、財務部財政課長、子ども家庭部子育て推進課長、子ども家庭部子ども家庭支援センター長、子ども家庭部子ども育成課長、子ども家庭部保育課長、福祉保健部福祉総務課長、福祉保健部地域福祉課長、福祉保健部障害福祉課長、福祉保健部健康推進課長、教育委員会事務局教育部指導課長、教育委員会事務局教育部教育支援課長及び教育委員会事務局統括指導主事

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定のためのアンケート調査
(1) 立川市第7期障害福祉計画策定のためのアンケート調査

1 調査の目的

障害者総合支援法第88条（市町村障害福祉計画）第5項に基づき、「立川市第7期障害福祉計画」（計画期間：令和6（2024）年度～8（2026）年度）を策定するための基礎資料として、市内に居住する障害福祉サービス利用者を対象にアンケート調査を実施しました。

2 対象者

令和5（2023）年3月末時点の障害福祉サービス受給者1,622人の中から抽出した700人。

区分	障害福祉サービス 受給者	構成比	調査対象者
身体障害、難病	413人	25.4%	200人
知的障害	721人	44.4%	300人
精神障害	488人	30.0%	200人
総受給者数	※ 1,622人	-	700人

身体

障害については、対象年齢に偏りが無いよう対象者を抽出しました。また、免疫機能障害については、プライバシーを配慮して調査対象から除外しました。なお、知的障害、精神障害は年代に関係なく、無作為に抽出しています。

年代別アンケート依頼対象者人数【障害福祉サービス利用】

年齢	身体、 難病	知的	精神	計
0～19歳	2人	13人	3人	18人
20～29歳	21人	93人	24人	138人
30～39歳	22人	68人	34人	124人
40～49歳	31人	63人	47人	141人
50～59歳	57人	41人	65人	163人
60～69歳	34人	18人	25人	77人
70～79歳	19人	4人	2人	25人
80歳以上	14人	0人	0人	14人
合計	200人	300人	200人	700人

3 調査期間

令和5（2023）年7月1日にアンケート調査を対象者へ郵送し、回答期限を7月31日に設定しました。

4 調査方法

無記名で回答していただき、アンケート調査を発送した際に同封した専用封筒で回答を返送していただきました。なお、アンケート調査にはルビをふりました。

5 回収状況

期限後に提出があったものを含め、合計312人から回答があり、回収率は44.6%でした。

6 調査項目

調査項目については、次のとおりです。

区 分	調 査 項 目
アンケート調査の記入者	アンケート調査の記入者
I 調査対象者について	年齢、性別、世帯状況
II 障害の状況について	障害手帳等種別、障害等級、医療的ケア等の有無など
III 暮らしや日常生活の支援について	支援状況について（食事、トイレ、入浴、服薬管理、コミュニケーション、外出等）、日常的な支援者の有無、かかりつけ医師の有無
IV 日中活動や就労などについて	外出・運動の状況、平日日中の過ごし方、就労希望の有無、就労にあたって必要な支援
V 相談や情報入手について	相談相手の有無、情報の入手先
VI 福祉サービスの利用について	障害支援区分、利用サービス、今後の利用意向
VII 災害時の対策、緊急時の対応について	避難の可否、支援者の有無、個人情報の提供、ヘルプカード、ヘルプマーク、オトモダチカード
VIII 差別や権利擁護のことについて	市の条例について、差別的対応の有無、成年後見制度の活用
IX 今後の生活について	暮らしの希望、暮らしの心配ごと
X 障害者施策等に関する意見・要望	自由記載

(2) 立川市第3期障害児福祉計画策定のためのアンケート調査

- 1 調査の目的
- 児童福祉法第33条の20に基づき、「立川市第3期障害児福祉計画」(計画期間：令和6(2024)年度～8(2026)年度)を策定するための基礎資料として、市内に居住し障害児通所支援を利用されている方を対象にアンケート調査を実施しました。
- 2 対象者
- 令和5(2023)年3月末時点の障害児通所支援利用者801人の中から抽出した500人
- 3 調査期間
- 令和5(2023)年7月1日にアンケート調査を対象者へ郵送し、回答期限を7月31日に設定しました。
- 4 調査方法
- 無記名で回答していただき、アンケート調査を発送した際に同封した専用封筒で回答を返送していただきました。なお、アンケート調査にはルビをふりました。
- 5 回収状況
- 期限後に提出があったものを含め、合計223人から回答があり、回収率は44.6%でした。
- 6 調査項目
- 調査項目については、次のとおりです。

区 分	調 査 項 目
アンケート調査の記入者	アンケート調査の記入者
I 調査対象者について	年齢、性別、世帯状況
II 障害の状況について	障害手帳等種別、障害等級、医療的ケアの有無など
III 日常生活の支援について	支援状況について(食事、トイレ、入浴、コミュニケーション、外出等)、日常的な支援者の有無、かかりつけ医師の有無
IV 保育・教育等の状況について	通園・通学の状況、通園・通学の心配ごと、進路の希望
V お子さまのケアを主にしている方について	調査対象者以外のケアの有無、仕事の有無、相談相手の有無、情報の入手先
VI 福祉サービス等の利用について	利用サービス、今後の利用意向

Ⅶ 災害時の対策、緊急時の対応について	避難の可否、支援者の有無、個人情報の提供、ヘルプカード、ヘルプマーク、オトモダチカード
Ⅷ 差別や権利擁護のことについて	市の条例について、差別的対応の有無、成年後見制度の活用
Ⅸ 将来の希望について	将来の暮らしの希望、暮らしの心配ごと
X 障害者施策等に関する意見・要望	自由記載

(3) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定のための指定特定相談支援事業所向け調査

1 調査の目的

障害者・障害児を対象としたアンケートと別に、サービス提供体制の現状や今後の見通し等についての意見聴取を目的として、指定特定相談支援事業所を対象にアンケートを実施しました。

2 対象事業所

市内特定相談支援事業所（14事業所）

3 調査期間

令和5（2023）年8月14日にアンケート調査を対象事業所へ郵送し、回答期限を8月25日に設定しました。

4 調査方法

事業所名記名で回答していただき、障害福祉課宛にメールで回答を返送していただきました。

5 回収状況

期限後に提出があったものを含め、合計9事業所から回答があり、回収率は64.3%でした。

6 調査項目

調査項目については、次のとおりです。

区 分	調 査 項 目
I 利用者のニーズとサービス提供体制の状況について	利用者ニーズと提供体制の状況 (訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援、障害児通所支援等)
II 相談支援体制の充実・強化について	総合的・専門的な相談支援のための取組、指定特定相談支援事業所連絡会について

6 パブリックコメント

市民の皆様から広く意見をいただき、計画策定の重要な検討資料とするため、意見募集を行いました。

○ 期間

令和5（2023）年12月14日から令和6（2024）年1月9日【必着】までの27日間

○ 募集案内

福祉保健部障害福祉課窓口（市役所1番窓口）、市政情報コーナー（市役所3階）、窓口サービスセンター、女性総合センター、子ども未来センター、総合福祉センター（立川市社会福祉協議会）、各連絡所（全4か所）、各地域学習館（全5か所）、各図書館（全9か所）及び市ホームページ

○ 募集方法

市ホームページの専用フォーム、Eメール、郵送、ファクス、障害福祉課窓口

○ 募集結果

1人の方から合計7件のご意見をいただきました。ご意見の内容と市の考え方については、市ホームページ等で閲覧できるようにしました。

7 立川市の障害者（児）サービス事業所・施設数

令和5（2023）年8月現在

＜訪問系サービス＞

サービス名称	事業所数	サービス名称	事業所数
居宅介護	30 か所	重度訪問介護	28 か所
同行援護	10 か所	行動援護	4 か所
重度障害者等包括支援	0 か所		

＜日中活動系サービス＞

サービス名称	事業所数	サービス名称	事業所数
生活介護	16 か所	自立訓練(機能訓練)	0 か所
自立訓練(生活訓練)	5 か所	宿泊型自立訓練	1 か所
就労移行支援	12 か所	就労継続支援A型	2 か所
就労継続支援B型	23 か所	就労定着支援	11 か所
療養介護	0 か所	短期入所	4 か所

＜居住系サービス＞

サービス名称	事業所数	サービス名称	事業所数
自立生活援助	2 か所	共同生活援助(グループホーム)	42 か所※
施設入所支援	2 か所		

※同一所在は1としてカウント

＜相談支援＞

サービス名称	事業所数	サービス名称	事業所数
計画相談支援	14 か所	地域移行支援	5 か所
地域定着支援	5 か所		

＜障害児通所支援等＞

サービス名称	事業所数	サービス名称	事業所数
児童発達支援	11 か所	保育所等訪問支援	1 か所
放課後等デイサービス	23 か所	障害児相談支援	8 か所
居宅訪問型児童発達支援	0 か所		

＜地域活動支援センター＞

名称	所在地
地域活動支援センターたあふく	立川市富士見町2-36-47
地域活動支援センター連	立川市高松町1-17-20

8 用語解説

【あ行】

医療的ケア児

医師の指示・指導の下に、経管栄養やたん吸引等の医療行為を日常的に行う必要のある児童のこと。

【か行】

基幹相談支援センター

障害種別や手帳の有無に関わらず、地域の相談支援の中核的な役割を担う拠点として市町村が設置する機関のこと。「総合的・専門的な相談支援」「地域移行・地域定着への取り組み」「地域の相談支援体制の強化と取り組み」「障害者の虐待防止・権利擁護」等の業務を行う。

共生社会

すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会。

【さ行】

重症心身障害児

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態にある子どもを指す言葉。成人した重症心身障害児までを含めて、重症心身障害児（者）と呼ぶこともある。

障害者施策推進委員会

障害者基本法に規定する障害者計画、障害者総合支援法に規定する障害福祉計画及び児童福祉法に規定する障害児福祉計画の策定・推進・変更等に係る検討を行うために設置された委員会。

自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき設置する協議会。関係機関が地域における障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の強化及び課題の解決に向けた協議を行う。全体会、運営会議、4つの専門部会（相談支援、就労支援、権利擁護、児童）が設置されている。

成年後見制度

「認知症高齢者」「知的障害者」「精神障害者」などの判断能力の不十分な成年者を保護するための制度。成年後見制度は、大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の2つがあり、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選ぶことができる。また、任意後見制度は、本人の判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、公正証書であらかじめ自ら選んだ代理人と任意後見契約をしておくもの。

【た行】

地域移行

障害者支援施設に入所している人や精神科病棟に長期に渡って入院している人が、自宅やグループホーム等の地域での生活に移ること。

地域活動支援センター

障害者総合支援法（旧：障害者自立支援法）によって定められた、障害によって働くことが困難な障害者の日中の活動をサポートする福祉施設である。その目的によってⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分かれる。Ⅰ型は、精神保健福祉士などの専門職員を配置し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う事業。Ⅱ型は、入浴や食事の提供、機能訓練、介護方法の指導、レクリエーションなどを行う事業。Ⅲ型は、旧小規模作業所で、立川市にはⅠ型が2か所設置されている。

地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための5つの機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を持った体制のこと。

【な行】

難病

発病の原因が不明で治療方法が未確立のため、根本的な治療が困難であり、慢性的な経過をたどる疾病のこと。そのうち、国が「難病の患者に対する医療等に関する法律」に定められる基準に基づいて医療費助成制度の対象としている難病を「指定難病」という。

【ら行】

レスパイト

介護を担っている家族等の介護負担を軽減し、一時的に介護から解放されリフレッシュするための休息のこと。

たちかわしだい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじがいしけいかく
立川市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
れいわ ねん がっはっこう
令和6（2024）年4月発行

はっこう
発行

たちかわし
立川市

〒190-8666

とうきょうとたちかわしいずみちよう ばんち
東京都立川市泉町1156番地の9

でんわ だいひょう
電話 042 - 523 - 2111（代表）

FAX 042 - 529 - 8676

ホームページ <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>

へんしゅう
編集

ふくし ぶしょうがいふくしか
福祉部障害福祉課